

平成24年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

3月5日（月）午前1

0時開議

日程第 1 一般質問

第3番議員 佐久間 孝 光 議員

第2番議員 大 野 敏 行 議員

第13番議員 渋 谷 登美子 議員

第4番議員 青 柳 賢 治 議員

○出席議員（13名）

1番 森 一 人 議員

2番 大 野 敏 行 議員

3番 佐久間 孝 光 議員

4番 青 柳 賢 治 議員

5番 小 林 朝 光 議員

7番 吉 場 道 雄 議員

8番 河 井 勝 久 議員

9番 川 口 浩 史 議員

10番 清 水 正 之 議員

11番 安 藤 欣 男 議員

12番 松 本 美 子 議員

13番 渋 谷 登美子 議員

14番 長島邦夫 議員

○欠席議員（1名）

6番 畠山美幸 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
高 橋 兼 次 副 町 長
井 上 裕 美 総 務 課 長
中 嶋 秀 雄 地域支援課長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
新 井 益 男 町 民 課 長
岩 澤 浩 子 健康いきいき課長

青	木	務	長寿生きがい課長
大	塚	晃	文化スポーツ課長
簾	藤	賢 治	環境農政課長
木	村	一 夫	企業支援課長
田	邊	淑 宏	まちづくり整備課長
大	澤	雄 二	上下水道課長
田	幡	幸 信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信 幸	教 育 長
内	田	勝	教育委員会こども課長
簾	藤	賢 治	農業委員会事務局長
			環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成24年嵐山町議会第1回定例会7日の会議を開きます。

これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

◎一般質問

○長島邦夫議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁、反問を含め100分以内となっております。

◇ 佐久間 孝 光 議 員

○長島邦夫議長 それでは、最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号3番、佐久間孝光議員。初めに、質問項目1のこども医療費についてからです。どうぞ。

〔3番 佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○3番(佐久間孝光議員) おはようございます。議席番号3番、佐久間孝光、議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきたいと思えます。

質問に入る前、昨年3月の11日、東日本大震災において被災されまし

た方々のご冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、質問に移らせていただきます。第1項目、1番、こども医療費について。

近隣市町村がすべて窓口払いを廃止する中、嵐山町だけが実施をしていない。それはなぜか。昨年の12月の議会でも説明がございましたけれども、それを実施することによって3,000万円近い経費が上乘せされると。また、その中には、ペナルティー的な要素があって、そういった面でも歳入の減が見込まれる。また、実質的には全額公費負担になっているというようなご説明がございました。

私は、現在のこの厳しい財政状況をかながみるときに、また財政規律をしっかりと守っていかなくてはいけないという観点から、これは大変責任ある判断であり、また他の市町村が実施する中においてこのような行動をとるということは、大変勇気ある決断であるというふうに思っております。ただ、それと同時に、一般的な考え方から逸脱すればするほど、そこにはそれなりの説明責任というものも問われるというふうに思いますので、その理由に対して、町民に対してどのように周知徹底を図ってきたのかお伺いをしたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 佐久間議員に対しましてお答えをさせていただきます。

こども医療費についてでございますが、このこども医療費につきましては、機会あるたびに議員の皆様方からご質問をいただいて、その都度お答えをさせていただいてまいりました。今もちょっとお話がございましたけれども、現状、医療費、福祉医療を取り巻く環境というのは申すまでもないわけでありまして、大変厳しい状況下であります。そういう中にありまして、こども医療費の窓口払いをやめるとというのが燎原の火のごとく、あっという間にもう広がったわけですね。それを議員さんは、質問の中にありましたけれども、特異性のある判断というふうに言われまして、表現をされました。私にとりましては、特異性のある判断というふうには思わないのです。当然だと思判断を私とすればさせていただいている。少子化、高齢化、人口減少のこの中で、今、福祉の現状、そして医療、医療費を取り巻く状況というのは、申すまでもない状況が、厳しい状況があるわけです。そして、私たちがやれること、やらなければいけないことというのはどうということか。現在のこの福祉の状況、医療の状況というのを、この現実をよく判断をする。この判断をすることが必要なのではないかなというふうには思うのです。それで、それが私とすると特異ではなくて正常な考えだというふうには、私とすると確信を持っておりますので、こういう状況が続けさせていただいているわけでありまして。

そして、今お話の中でもちょっと言わせていただきましたが、さきの施政方針の中でも述べさせていただきましたけれども、その3,000万円というものが嵐山町にとりましても大変貴重な財源であるわけです。それをどうい

ふうに使っていったらいいのかということは内部でも検討しましたし、議員の皆様方のいろんなご意見の中からも判断をさせていただいて、そして今年度、さきの一般質問でも述べさせていただいたような状況で、そして今年度の当初の予算の中にも計画をさせていただきました。それらをこれからご審議をいただくわけですが、そういう中にありまして、重ねて申しますが、特異な考え方ではない、正常な考え方だというふうな判断を持ってさせていただいております。

そして、今のご質問でございますが、今までさせていただいてきた広報というのは、平成23年2月に、こども医療費の支払い通知の裏側に印刷をしてお知らせをいたしました。そして、23年10月、広報の紙面におきまして医療制度、償還払いと現物給付の説明及び現物給付についての町の負担についての試算、こういうものを掲載をさせていただいて周知を図らせていただきました。そして、23年の12月には、町内の医師、歯科、調剤薬局等、24カ所に償還払いをしている旨のお願いをして、ポスターに掲示をさせていただいて現在に至っていると、こういう状況でございます。

○長島邦夫議長 再質問を認めます。

佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) それでは、再質問させていただきます。

今、町長のほうから、これは当然の判断であり、正常な判断であるということがありました。私も同意をいたしたいと思っております、その点に関しましては。

ただ、広報の仕方、印刷物でこういった形で説明をしましたというようなことがあっても、実際私の身近で聞いてみると、まだまだ真意といいますか、そういったことが伝わり切れていない。それでは、そういった方たちが本当に理由を聞いたときに理解してくれないかという、そうではなくて、少なくとも私の周りの保護者や年配者の方たちも含めて説明をすると、ああ、そういうことだったのかということで納得をほとんどの方がしていただいております。ですから、これからまたありとあらゆる機会をとらえて、それを町長の口みずから伝えていく必要がまだあるかなと思いますけれども、一言だけお願いいたします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

丁寧な説明ということですが、全くお説のとおりでございます。行政としても、町としても、すべての人に理解をしていただく。理解をしていただくというのは無理かもしれませんが、そういうようなことなのだということが伝えられないということは、これはいけないことだというふうに思っております。

それで、現状でも、先ほどちょっと広報でという話をさせていただきました。私、個人的には、区長会、婦人会、老人会連合会等の総会だとか、いろんな集まりの場、民生委員会、健康推進委員の皆さんの集まり、それから町内の医師会の皆様の集まり、それから各区の新年会とか総会とか、こういう

ところにお招きをいただいたときに意見を言わせていただいている。また、学校等におきましては、小学校の入学式とか幼稚園の運動会とか、そういうようなところで機会があったら言わせていただいできました。それから、そのほかでも、文化、市民のグループ等の集会、そういうようなところで機会をとらえてこのようなことをやらせていただいでまいりました。しかし、今議員さんおっしゃるように、届いていないという人がいるということは広報の広報たる意義をなしていないわけでありますので、そういうことがないように、これからはさらに、どういうふうにやったらいいのか、内部でもさらに検討を進めて広報の徹底、そして完璧を期して行っていくにはどうするか、難しいことですが、けれども、そういうようなことに取り組む以外ないわけでありますので、努力をして、さらに広報が徹底できるようにしていきたい。お説のとおりでございます。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) ぜひよろしく願ひいたします。

ただ、現実に目を向けますと、熱を出して、ふうふう言っている子供を抱きかかえて、また、痛い痛いというふうに泣き叫んでいる子供を抱きかかえて病院に行くだけでも、保護者の方は大変大きな不安を抱えておるかなというふうに思います。そして、やっと治療を終えて窓口に行く。そこには、窓口払いを廃止した市町村の名前が書いてある。ないのはわかっている、やはり探してしまう。やっぱり嵐山町の名前がない。そのときの保護者の

方々の大きな不安感、そしてまた失望感というもの。そして、これは、治療が1回で終わるわけではない。また、上の子が終わったら、下の子も。そのときに何回も何回も失望感を繰り返すわけです。ですから、今すぐにとは言いませんけれども、健全な財政運営を達成する中で、またゆとりある財政運営を達成する中で、あるいはまた優先順位を変えていく中で、ぜひ一日も早くこの問題を実現をしていただくことをお願いいたしたいと思います。これは要望ですので、答弁は結構でございます。

それでは、大項目の2番、地域性を生かしたまちづくりについて質問をさせていただきます。

これは、皆さんもご承知のとおり、東上線が複線化になり、また関越も嵐山小川インターが開設をされる。そういった意味において、利便性が年々と高まっているのが嵐山町でございます。また、嵐山溪谷を中心に豊かな自然に恵まれまして、そして歴史的にも大変意義ある地域でございます。国立女性教育会館には、世界じゅうから有能な方々が研修に毎年訪れて、そういった意味においては国際性の可能性も大変大きなものを秘めているのが嵐山町であると思います。そういったことを総合的に考えますときに、私は嵐山というのは子育てに理想的な土地であるというふうに思います。

そこで、(1)といたしまして、嵐山町の出生率はどうなっているのか。そして、それは県と国と比べてどうなのか。そしてまた、その現状を分析したときにどのような対策を打たれているのかお聞きをしたいと思います。

それから、(2)といたしまして、昨年、多くの町民の方々の協力のもとに「むさし嵐丸」が誕生いたしました。この嵐丸は、今、町の行事等を中心に大変大きな活躍をしております。人気も非常に高いものがございます。私も、昨年の北本市で開かれたB級グルメの大会にお手伝いに行かせていただきました。そのときには、20、30のゆるキャラが集まったのですけれども、多少ひいき目はあるかもしれませんが、うちの嵐丸はピカーでございました。そういった地域の方々の思いがいっぱい詰まった嵐丸をぜひ活用していただいて、まちおこし、また町の活性化につなげていただきたいと思いますけれども、今後の活用方法についてお伺いをいたしたいと思っております。

○長島邦夫議長 それでは、質問事項2の地域の活性化を生かしたまちづくりについて、初めに、小項目(1)、内田こども課長、答弁願います。内田課長ではないですか。どなたが答弁するのですか。(1)ですよ。

暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時17分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩澤健康いきいき課長、答弁願います。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、質問項目2の(1)につきまして、お答えをさせていただきます。

国の合計特殊出生率を見ますと、平成 17 年の 1.26 を境に、子育て支援策等によりまして上昇傾向にありまして、平成 22 年度で 1.39 というふうになってございます。

埼玉県を見ますと、平成 16 年が 1.20 を境に、その後、1.32 というふうになりまして平成 22 年度はなっております。

嵐山町のほうの状況ですけれども、平成 19 年が 0.99、平成 21 年が 1.15、平成 22 年が 1.00 というふうな推移でございます。郡内の平成 22 年の状況を見ますと、吉見町、川島町、ときがわ町、東秩父村が 1.0 を下回っておりまして、嵐山、小川町が 1.0 と 1.08 というふうな状況でございます。そのほか東松山市が 1.25、滑川町が 1.36 というふうなところでございます。

県内の状況といたしますと、県南及び秩父保健所管内の出生率が上位というふうになっております。結果的に東松山保健所管内が県内としては一番低い合計特殊出生率となっておりまして、特に嵐山町の年齢階層別に見ますと、平成 12 年については、25 歳から 29 歳の階層の出生率が多いというふうな傾向でございます。それから、35 歳から 39 歳の階層が増加傾向にありまして、出産の高齢化傾向が見られております。

また、転出状況を見ますと、嵐山町より東松山市、滑川町、川越市等が上位を占めておりまして、東上線沿線で交通の便のよいところへの転出が見られておる状況でございます。それから、婚姻転出によりまして転出先で

の出生も見られると推測をされているところでございます。また、限られた予算の中で、子育て支援策も独自のものを取り入れて子育てしやすい環境を整えてはおりますけれども、晩婚化ですとか転出に歯どめがかからない状態ではございます。また、今、昨年から嵐山町の魅力アッププロジェクトチームを立ち上げまして、嵐山町になるべくこういった若い方が住んでいただけるような政策を今組んでおりますので、ぜひそういった対策を期待したいというふうに思っております。

以上です。

○長島邦夫議長 では、次に、小項目(2)について、木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 質問項目2の(2)についてお答えいたします。

嵐山町マスコットキャラクター「むさし嵐丸」が、昨年の11月の嵐山まつりでお披露目し、その後、町内のさまざまな行事へ参加し、町民に大変親しまれてきております。さらに、広く町民に知ってもらうために宣伝用品として、「むさし嵐丸」入りのクリアホルダーやラベルを作成し、小学校等へ配布を予定しております。新年度より嵐山町マスコットキャラクター「むさし嵐丸」の着ぐるみ貸出要綱により、着ぐるみの貸し出しをします。まちおこし活動を考えております。ゆる玉応援団に加入しましたので、県内においても積極的にPRをしていきたいと考えております。着ぐるみ貸出要綱同様に、嵐山町マスコットキャラクター「むさし嵐丸」使用取り扱い要綱により嵐山町をPRするキャラクターをだれでも使用できるよう、今準備を進めている状況です。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 再質問を認めます。

佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) それでは、まず最初に、(1)の出生率について再質問をさせていただきたいと思います。

私のほうで出生率等をお願いしたのですけれども、合計特殊出生率のほうのお答えがございましたけれども、それは大体同じような傾向をたどっているのであれかなと思いますけれども、大切なことは、先ほど申し上げたように、嵐山町は子育てに対して本当に理想的な地であるにもかかわらず、県や国の平均よりも出生率が劣っているということです。そして、これは、平成7年ごろから現在に至るまで15年間ぐらいこの傾向は続いているわけです。特にこの3年、4年は、本当にその差が一段と開いているような状況が私のほうの手元の資料のほうでは記載されておりますので、町のほうが作成をいたしましたこの第5次嵐山町総合振興計画、これ本当に非常によくまとめていただいているなというふうに思っております。ただ、この人口問題ですとか、あるいは出生率の問題に関しましては、例えば平成32年には1万6,000人を下回ってしまいますよというような推計の数字は載っているのですから、それだったらなぜ、何を今しなくてはいけないのか、そういった方向性を変えていくにはどうしたらいいのかというような危機感を感じるような政策は、ちょっとこの点に関しては手薄かなというふうに思っております。

人口減少のことも少し触れられましたけれども、この人口減少に関しては、自然増減要因と、それから社会増減要因と、この2つの要因があって、今起こっているのは自然増減要因によるものですから、これは政策によってやるといっても上向きにしていくというのは非常に難しいかなと思います。ただ、出生率に関しては、適切な施策を講じていけば、必ずこれは上向いていくことができるものと思っております。

そして、なぜ私が出生率にこれだけこだわるかというと、やはり年少人口と生産者人口と、それから高齢者人口のこの構成比率を改善をしていく。この改善をしていかなければ、必ず将来ありとあらゆる社会的な制度が崩れていってしまう。もちろん一遍にはいきません。ただ、小さな結果でも出生率に見えてくるということは、やはり将来に対して大きな夢を描くことができる、展望が開けてくるということにつながっていきますので、私はこの問題に関しては町の最重要課題の一つとしてとらえて、そして、それに特化した検討対策委員会というものを設けて、中長期的な立場から対策を打ち続けていくということが必要であると思っておりますけれども、町長いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

お説のとおりでございます。大変苦慮をしておりますけれども、問題が大き過ぎてなかなかこれといった効果的な施策が打ち出せない。また、打ち出

せないと同時に、結果も得られない状況が続いております。そして、これが全国的な、日本が抱えている一番大きな問題だというふうに思っております。そういう中で、世界は人口がどんどんふえていく、そして先進国が減っていくというような状況の中です。そういう中で、今お説のとおり、フランスなんかの場合には人口減少にいろんな策で対抗、対抗というか、抵抗をして一部成果も出ているやの情報も聞いております。そういう中でありますけれども、全体的、世界全体の中では、人口オーナス期というのを掲げている国も当然あるわけです。しかし、先進国を中心に、東南アジアでも日本を先頭に、人口オーナス期と言われる人口の減少期をこれから迎えていきます。今では、まだ中国が13億、インドが11億とかというような数字になっておりますけれども、これが中国も近い将来人口が減ってくるのが目に見えておりますね。そういう中でいきますと、インドが人口超えて、中国を超えてというようなことがあるわけです。

そういう中で、日本が今どういうふうにしなればいけないのか、国の課題ですけれども、嵐山町でも国と同じように、ただ黙っているわけではなくて、取り組んでいるわけですけれども、なかなかもう成果が上がるようなことが嵐山町の現状の中では大変厳しい、成果が出るところまで来ていないわけなのですが、今おっしゃるように、このゆるキャラもそうですけれども、嵐山町の資源というものは総動員をして、環境から商・工・農・観光、そして人的な、そして環境面、いろんなそういうものを駆使をして、嵐山町には、今議員

さんおっしゃるように子育て環境には恵まれた、すばらしい土地なのだからということで、どうにか若い人たちに住みついていただけないか。

そういうことで、今話したように、嵐山町の魅力アッププロジェクトチームというのを庁内に立ち上げまして、若い職員を中心に今検討を進めていただいております。そういう中で、昨年、ブータンの国王が来ていろいろな話題になりました。幸せ感、こういうようなものを嵐山町でもぜひ、嵐山っていいよな、嵐山っていいなと言われるような、何かそういうものができないだろうかということで、本当に基本から検討していただいております。それには、だから自然もありますし、いろんなこともあります。例えば上水道の中で、配水管の耐震施設が周りのところよりは進んでいるのではないかとか、そのほかいろんなことでも、小さいことでも、嵐山町ではこういうところが違いますよ。人と人との心のつながり合い、きずなというようなものというのは、周りのところに比べて一歩進んだ地域の皆様の温かい気持ちがありますよというようなこととか、小さいことですがけれども、そういうものを大切にしている町だというようなことの魅力を発信をしていきたい。

それで、なぜそういうことを言うかといいますと、今あちこちの観光地で大きな観光地、例えば十和田湖とかいうと、もうそれだけ抱えているだけで人がどんどん寄ってきた時代もあるわけですがけれども、今はそういう時代ではないわけですね。それで、そういう何かがあるだけで人が集まるという状況でない。しかし、集まる場所はあるのです。それは、今言ったように地

域の食材、例えばうどんで売り出すとか、そばがどうだとかというようなことですけれども、うどんにしても、そばにしても、粉というのを、できたものを買ってきているのだと、もうそれだけの粉なのですよね。しかし、ここのところきりとれないツバだとか、そば粉だとか、うどんだとか、何がありますとかいうものを、そのところの物語的にこういうふうにつくって、それで地域を発信をして、葉っぱ1枚で村おこしをやっているところもあるぐらいで、そういうようなことを参考にしながら嵐山町もぜひ、議員さんおっしゃるように若い人が住みついて、それで人口がふえていくような、何かそういうものがとれないか、研究をさらに進めていきたい。お説的にはおっしゃるとおりでございますので、努力をしたいと思います。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 今、ご説明ありましてありがとうございました。この第5次振興計画の中に、冒頭に、特に力を入れてほしい施策ということでアンケート調査の結果が載っております。これは20代、30代、40代、50代、60代、70代以上ということで区分けされていますけれども、この結果を見ると、50代も60代も70代も、それ以上も第1位が高齢者福祉の推進ということで、断トツの1位でございます。嵐山町の人口構成を見ますと、これは大体65歳以上の方が、大体今は24%前後でしょうか、4,500人弱だと思えますけれども、これだけの多くの方々がいるわけです。そういった状況の中でこのようなアンケート調査をとれば、大体このような結果が出てくるの

かなというふうなことは容易に推測ができるかなというふうに思いますけれども、ただ、だからといってこの数字をもって、これが今やるべきことかどうかということは非常に微妙なところもございますので、これを今、こういうことをやることによって5年後、10年後、20年後の嵐山町はもっともっと可能性を秘めた町になっていくのだというような判断をぜひいただきたいと思います。

先月の2月の17日に、政友会で長野県の松川町のほうに研修に行ってみました。ここは長野県全体においても人口減に悩む中、見事人口増を達成した町の一つでありますけれども、その町の施策の幾つかですけれども、例えば18歳まで医療費が無料である。出産祝金、第1子が3万円、第2子が5万円、第3子が7万円、それから無料職業紹介所の開設ですとか、あるいは空き家バンク等々、いろいろな角度から支援をしているわけですね。ただ、私はそれをもって、ああ、嵐山町はすぐれているなというふうには余り思いませんでした。というのは、嵐山町においても本当にいろいろな形でご支援をいただいているような施策をとっていただいていますので、そういう面においては、分野によっては嵐山町のほうがよっぽど充実しているなというところもたくさんありましたので、それはそうなのですけれども、ただその説明の中で2点だけ、私が、ああ、これはというものがございました。

これは、1点目は、当日の説明者もそうですけれども、役場から来た職員の方全員が総務課の方です。これはなぜかという、やはりこれだけ大きな問題ですから町を挙げてやっていくのだと。そして、各課をまたいで調整をし

たり、協力を仰いでいかなければいけない。そういうことを考えまして、総務課が前面に立ってやっている。先ほど岩澤課長のほうからの説明の中にもありましたけれども、魅力アッププロジェクトということで若手の職員の方たちが今やっていただいていると。これは本当にいいことだなというふうに思います。ただ、この松川町のほうのプロジェクトのほう、検討委員会でなっている、その座長というか、委員長は副町長です。これが、やっぱり副町長が中心になってやっていると。こういうところを見ても、町全体でやっていくのだよという意欲が非常に感じられたという点でございます。

それから、あとは、もう一点は、担当者の話でありますけれども、その担当者がほかの地域の成功例を聞いてみた。どこがよかったのだと。聞いてもなかなかわからないと。これがよかったのか、あれがよかったのか、これも、どれだってなかなかわからない。でも、最終的にたどり着いたのは町のイメージなのですと。これは予算の額でも、政策の数でも、町のイメージが一番大きいのですと。

それは、では町のイメージはどういうところで作られるかといえば、例えば松川町に引っ越してきたい家族がいる。そこにはお子さんがいますから、保育料は幾らぐらいなのですか、給食は幾らぐらいなのですか、あるいは水道料金は幾らなのですか、介護保険料は、そういうような問い合わせをしたときに、水道料金ですか、あちらの課です、介護保険ですか、あちらの課です。こういう、いわゆるたらい回しのようなことをやったとしたら、その家族は

絶対に松川町には移り住んできませんというようなお答えをいただきました。そしてまた、幸運にも移り住んできた方がいれば、当然その方は新しい土地ですから、地元の方たちともなかなかうまくいかないことも想定できますから、そうするとその後も行って、何か悩み事はないですか、困っていることはないですか、地域の方とうまくいっていますかというところまで一人一人が意識を持ってやっている。私は、このような意識を持つこと、意識をつくっていくことそがまちづくりの原点であるというふうに考えますけれども、町長いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

大変すばらしい研修をなさってきたというふうに思っております。全くそのとおりで、嵐山町でもそのような状況で努力をしているところでございます。欠けている部分もあるかもしれません。しかし、そういうところはこれからぜひいろんな形でご指導いただいて、嵐山町もそのような形でやっていきたいというふうに思っております。

そして、今お話をいただきました町全体でやっていくのだと、それから2つ目が町のイメージと、これが大切なのだということで、しっかり意識を持つという話がありました。まさにここなのだと思うのです。それで、先ほど言いました町の魅力アップ大作戦、これの参加をして中心的にやってもらって

るのが、若い職員を中心にやってもらっているのです。そして、課長会を初めとしていろんなところで、先輩はそこのところに参加をしている職員を指導してくださいと。わからないわけですから、いろんな形で指導してください、聞かれたら言ってください。そして、その若い人たちは中で勉強してください、聞いてくださいということを行っています。それで、その中で何があるかといったら、やっぱり若い職員が少しでも嵐山町のためを、意識をして、そして自分の仕事のほかにもこういう仕事があるのだと、こういうところがほかの課では問題があるのだとか、あるいはほかのところではこうなのだということを経験して、意識をして、嵐山町の職員として、それでそういったまちづくりに参画をする、職員として参画をするという、いわゆる今言った職員のイメージ、これをしっかり持ってもらいたいということで取り組みました。そして、それも各課をまたいで、各課を、全部の課から参加をしていただいております。そして、それに、今言ったように重ねて申しますけれども、若い職員が中心でございますので、上の職員の皆さんはいろんな形でその人の話を聞いて、聞かれたら答えるというようなことでやってくださいと。今おっしゃるような町全体、そして町に対する意識を職員が持ってもらう。そして、どうしたらいいのだろうということを全体で考えていく。そういうような形で取り組んでおりますけれども、なかなか難しいという話で、今も話ありましたけれども、それだけではないわけでありまして、仕事がないと来ただけではないし、それから東京から大変近い立地的なこともあるわけですので、そういうようなもの

環境面、おっしゃるとおりでございますので、さらに努力を重ねて成果が上がるように結びつけていきたい。お説のとおりだと思います。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) ありがとうございます。もちろんこれは大きな問題ですので、職員の方だけが頑張っても全然もう、なかなかいかないと思いますので、町全体、町民全体、私自身も含めてそういったまちづくりの意識づくりをしていく。そのとき、ぜひ町長さんが中心になって、先頭を切ってそんな雰囲気づくりをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。これは答弁は結構でございます。

それでは、(2)の「むさし嵐丸」のほうの再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど課長さんのほうから、もう既に幾つかのアイデアが出されておりました。これは本当にすばらしいかなというふうに思っております。ただ、こういうものを進めているときに、まず最初にグランドデザインというか、そういった方向性をしっかりと定めていく。例えば嵐丸の住む嵐山町というような、そんな大きなテーマのもとに、ただ単に今は行事等だけではありますけれども、日常生活にもどんどん嵐丸を露出をしていく。

例えばきょうも大変寒い朝でございました。しかし、こういうときにも朝5時台、6時台の電車に乗って、そして通勤、通学をされている方もいるわけです。そういったときに嵐丸がぽっとあそこの駅に立っている。それを見れ

ば、子供たちだけでなく、大人だって何か温かい気持ちになったり、うれしい気持ちになったり、それ以上に、ああ町は我々のこともしっかりと見ていてくれるのだな、忘れていないのだなというメッセージを伝えていくということもできるかなというふうに思います。

また、学校の校門のところに立って生徒たちを出迎えてあげる。そうすれば、子供たちは、あの嵐丸の姿を見たら、もう喜んでうれしくて走っていきますよ。もちろん交通事故には気をつけなくてははいけませんけれども、でも、そうすることによって学校に来る楽しさ、そしてまた横なんかのところにぱっと歩いていっただけでも、でも、そういうときに嵐丸を見つけて、駆け寄ってきて握手する人、写メを撮る人、遠くから手を振って笑顔でこたえる人、いろいろいるかもしれないですけども、そういう形で町民との距離感をどんどん縮めていく、そしてまた信頼関係を深めていく。

そしてまた、そののところに人格設定みたいなことをしていけば、教育の面でも使っていくことができるわけです。例えば嵐丸は、いじめは大嫌いですと、正義感の強い子なのですよということであれば、いじめに対する防波堤にもなるでしょうし、また嵐丸は何でも感謝して食べますよ。でも、アレルギーがあるからこれだけは食べられないのですということになれば、今アレルギーで悩んでいるお子さんや親御さんたくさんおられますので、そういった子たちの心の支えにもなるわけです。

また、この地域においては、のらぼう菜をこの地域の特産化として進めて

いこうということで、大野議員なんかも中心のメンバーの一人でありますけれども、一生懸命やられている。こののらぼう菜は非常に栄養価も高いわけですから、病院食としても取り上げられているのです。ですから、そういうときに、嵐丸は、のらぼう菜を食べると何か勇気が俄然わいてくるのだよと。昔、ポパイという漫画がありましたけれども、それをぱくるわけではないですけれども、そういった形で地域の方々の運動の支援をしていくということもできると思います。

また、3年後には駒王丸が誕生して、5年後には重忠君が遊びに来る。それで、8年後には待望の木曾義仲の妻である山吹姫、女の子、お姫様が誕生するというようなことを考えていくと、どんどん夢が広がっていくわけですね。

先ほど課長も申し上げましたけれども、いろいろなクリアですとか、ラベルですとか、そういったキャラクターグッズなんかを販売していくことによって、やっぱり商業の1つの核となる可能性も十分秘めておりますので、それとあとは、もう一点は、広報活動。広報活動、今は出てやっていますけれども、私のこの場合のはネットを通しての広報活動ですね。これは、例えば町のほうからいろいろな政策ですとか、あるいは考え方をネットを通して町民の方にお伝えをする。それに対していろいろな質問ですとか、考え方とか意見だとかというのを町民の方からお受けする。また、役場の職員がそれを、例えばそれに返すということになると、やはり役場と職員としての立場というも

のがありますから、どうしてもその表現がかたくなってしまうのですね。かたい表現というのは、受け手から見ると冷たい感じを持たれる可能性がありますので、そういうときに嵐丸のキャラクターをおかりして、そして答えを返していくことによって非常に表現の柔軟性、それから自由度というのは高まってきますので、そうすることによって正しく町の政策、考え方をお伝えする、そして理解をしていただくことにもつながっていくかなというふうにも考えておりますので、そういった面でこの嵐丸をいろんな面で活用していただきたいと思えますけれども、町長いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろ嵐丸君の活躍の場を説明をしていただきました。これからいろんな形でこの嵐丸を前面に出して町を推進していくのだということ、先ほど答弁の中にもありましたけれども、課のほうでも真剣に考えて、一つ一つ実現に移ってきているところであります。今言われたいろんなことをこれから勉強して、できることを早くやっていきたいというふうに思っております。町のアピール、そして嵐丸君自身のアピール、物語性をつくって楽しくやったら、それから何といても広報をしっかりやってくださいよというお話がございました。全くそのとおりでございます。今年、ほかのところのゆるキャラで人気者は、年賀はがきがもうとんでもなく来たという話も聞いております。来年、嵐丸に年賀はがきがとんでもなく来るように努力をしていきたいという

ふうに思っております。ありがとうございました。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) このところ、ずっと暗いニュースばかりが続いておりますので、ぜひまちづくりでも明るく、楽しくなっていくような部分も含めてお願いしたいと思います。ありがとうございました。答弁は結構でございます。

それでは、続きまして、第1項目の3番、交通弱者対策についてお伺いをいたしたいと思えます。

嵐山町においても高齢化が進行していく中で、通院ですとか、あるいは買い物といった日常生活に不可欠な行為に対しても支障を来すような年配者がふえておるのが現状であります。そのような現状をとらえて、町のほうとしてはデマンド交通を検討する中において、タクシー券を配布することによって当面動向を見ていこうということで、この制度を設立していただいたかなというふうに思っております。

そこで、(1)といたしまして、タクシー券の申請からタクシー会社への支払いまでの過程についてもう一度説明をいただきたいと思えます。

それから、(2)といたしまして、路線バス会社への補助金、あるいは負担金等がありましたら、年間大体どのくらい支出されているのかお伺いをしたいと思えます。

○長島邦夫議長 それでは、質問事項3の交通弱者対策について、初めに、

小項目(1)について、青木長寿生きがい課長、答弁を求めます。

○青木 務長寿生きがい課長 質問項目3の(1)につきましてお答えさせていただきます。

高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業は、高齢者の外出支援及び社会参加の促進を図るため、今年度7月より実施している事業でございます。在宅の満75歳以上かつ自動車運転免許証を有しない方を対象としてタクシーの初乗り料金を助成するものでございます。

タクシー助成券の交付を希望する方は、高齢者外出支援タクシー助成券交付申請書を町へ提出していただきます。申請は、本人もしくはその代理人が行うものとし、役場窓口、またはふれあい交流センターで受領をさせていただきます。申請時には、交付対象者であることを確認した上で、年度内の助成券を一括交付をしております。

交付を受けられた方は、助成券に本人の住所、氏名、利用目的をご記入の上、タクシーに乗車し、降車時にタクシー乗務員に助成券を1枚お渡しし、初乗り運賃を超過する場合には超過料金をお支払いいただきます。その際、タクシー乗務員は、助成券の裏面に乗務員の氏名、乗車経路、乗車賃の総額等を記入をいたします。

タクシー会社への委託料支払いにつきましては、使用月の翌月10日までに一月分を取りまとめた請求書と使用済み助成券を町に提出していただいた後、請求内容を確認した上で委託料を支払っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(2)について、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 小項目(2)の路線バス会社への補助金の額についてお答えをさせていただきます。

現在、損失補てん分として、町が補助金並びに負担金を支出しております路線といたしましては4路線ございます。このうち2路線、市街地循環線と循環器センター線の2路線につきましては、嵐山町・ときがわ町広域路線バス運行協定書に基づきまして、運行会社でありますイーグルバス株式会社に嵐山町から直接交付をいたしております、当初予算額では500万円を計上いたしております。

また、嵐山町内からときがわ町せせらぎバスセンターまでの2路線につきましては、ときがわ町、嵐山町を通過する路線バスの費用負担に関する協定書に基づきまして、損失軽費を主に距離で嵐山町とときがわ町で案分をいたしまして、300万円を上限に嵐山町からときがわ町に負担金を支払うこととして予算計上をいたしております。つまり損失補てん額といたしましては、計800万円を23年度当初予算では計上させていただいているというものでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) それでは、1点目のタクシー券について再質問

をさせていただきます。

まず、申請をする場所でございますけれども、役場、それからふれあいセンターということでご説明ございました。これ、利用者の方から私も言われたのですけれども、「佐久間さん」て、「私、役場に行けないのですよ」と。「ふれあいセンターに行くのも大変なのです。だから、こういう制度をお使いさせていただいてやるのだけれども、申請の段階から役場に来てくださいってどういうことですか」と。私も言われてはっと思ったのですね。言われてみれば確かにそうで、その方もやっぱりお一人で住んでいる高齢者の方ですから、そういった方々に対して少し配慮をして、例えば全部が全部というわけにいかないと思いますけれども、役場の職員の方が行ってかわりに手続きをするとか、あるいは郵送によってするとか、何かその辺のほうの配慮がいただけるかどうか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

それで、あとは、2点目といたしまして、利用者の関係なのですけれども、私はこの制度がスタートしたときに、やはり駅からちょっと離れている北部ですとか、南部ですとか、こういった方たちが主に対象になるのかなというふうに思っていましたら、実際の利用者はほとんど駅周辺の方々だと。なぜなのかなというふうに考えたのですけれども、そうしたら、ある方からご指摘をいただきまして、「佐久間さん」って、「うちまでタクシーを呼ぶと初乗り料金じゃタクシー来ないですよ。うちの前に着いたときには初乗り料金終わっちゃって、既にプラスアルファになっているのですよ。これじゃ初乗り料金の恩恵は、

うちは何にもありません」というようなご意見がありました。大体初乗り料金2キロメートルぐらいでしょうか。ですから、それを超えるような方々に対しては、少し手厚い形での支援というか、そういったものが可能かどうかお伺いいたしたいと思います。

それから、あとは、もう一点は、本来申請者自身がそのタクシー券を使うということが大前提であります。しかしながら、中には、このタクシー券を人に譲ったり、あるいはまた、ひどい場合には売却したりなんていうようなケースもあるやに聞いております。先ほど課長さんのほうの説明の中にも、タクシー券の中には自分の名前を書いてというのがありましたけれども、これは書いたものを渡すわけですから、その時点で多分身分証明書の提示だとかいうのはないですから、そういうこともある意味では可能になる可能性もありますので、その辺のところを実態がもしわかっているようであればお伺いをしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の交付につきましてでございますが、要綱上、本人あるいは代理人の申請が可というふうになっております。代理人といたしましては、同居の家族あるいは親族、法定の後見人等、それと地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、こういったところを要綱上定めております。実際には、

役場の地域包括センターのほうにお問い合わせがありまして、なかなか行けないのだというようなことも何件かございました。そういった方につきましては、その事情を判断をいたしまして、必要があれば職員が出向きまして交付のほうはさせていただいております。それと、地域の民生委員さんにも多大なご協力をいただいております、かなりの件数、民生委員さんも代理人として手続を代行していただいているというのが現状でございます。

2点目の利用の2キロを超える方に対する特別な配慮ができるかというようなお話でございます。ご案内のとおりこの事業につきましては、試行で行っております。当初、初乗り運賃を一律補助するというようなことでやっております。ただし、なかなか同じ町民に対して、お住まいの場所によって差をつけるということがいかなものかというふうに町のほうでは考えておりますので、現状では、議員さんの今のお話のような対応は考えてございません。

3点目の本人、要綱上、当然本人が使用しなければなりません。他人に譲渡したりということは、これは要綱に触れる行為となってしまいます。そういった不正使用をした場合には、返却をいただくというようなことで決めがなされております。もしそういった事例があった場合には、ただいま申し上げましたとおり、ご返却をいただくということになります。ただ、そういったことを未然に防止をするために、町とタクシー会社とで打ち合わせをしまして、会社のほうにも申し入れをしております。必ず本人であることを確認をしてください。例えば 75 歳、とても 75 歳に見えないような若い方が使うということも

想定されますよと。そういったときにはきちんとお断りをしてくださいと、制度についてもご説明をしていただいた後に、これは使えませんということでお話をしてくださいということで、タクシー会社に口頭で、また文書でも申し入れをしております。そういった方につきましては、乗務員に対しても周知をしていただいているというふうに思っております。

また、利用時には、タクシー助成券は簿冊になっておりまして、その簿冊をまずお持ちをいただくと。乗って使うときに1枚切り離して渡していただくということを原則にしております。そういった幾つかの予防策をとっておりますので、譲渡等の不正使用は極力ないものというふうに考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) これは、あくまでも交通弱者という方たちへの支援の制度でございますので、これを、制度を設けるだけではなくて、それを実施、また運用するときにおいても弱者という視点をしっかりと持った上で、心を寄せながら運用していただきたいと思います。また、不正使用のようなことをする方がおられましたら、これは厳しく対応していただきたいと思いませんけれども、町長、一言だけお願いいたします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおり、いわゆる交通弱者に対してどう対応した

らいいのか。これも高齢化を迎えたこの時代の中では、どこの行政でも大変大きな問題であります。嵐山町でも当然上位の課題でございまして、それにどう対応したらいいのかということで今回のような対応を始めたわけでございます。

そして、最終的にはどうするのだというような話がいつも出るのですが、どうしたらいいのか、今の試行期間を経て、それでデマンド交通、要するにバスというような意識があるのですが、今使っていただいている人たち、そして使用頻度、使用する人、そういうようなものを、いろんなことを考えた上で税金を投入するわけですので、使わない人もいるわけですので、それらの人との公平性というようなものも考えた上で、いかに利便性を図っていけるか考えていかなければいけないというふうに思っております。

そして、1つだけ、申すまでもないことですが、あちこちでやっているバスを、デマンド交通用のバスというのを用意をして、それでしかもそれを定時に、決まりで動かすというのに細かいいろんな決まりが出てくるわけでありまして、ソフトの導入というようなことになりまして、国でも補助が出るわけですが、それでも、そういうようなものを入れても多額なものになるわけです。それで、嵐山町では現状でこういう状況をとっております。それで、おっしゃるとおり、タクシーがとまっている駅周辺と離れたところ、いろいろ違うわけですし、それらもこれから検討していかなければいけないというふうに思っておりますが、現状の中で使っていただいている人、そして、アンケートにお答えい

ただいている意見の中に、近くの方は便利でよかったようなこと、遠くの方は今のようなお話もあります。そして、そのほか想定は余りしていなかったことなのですが、今利用しないと、利用しなくても間に合うという意見が離れた地域のところからは幾つか出ております。というのは、現状、この制度が導入される前も、今までもやはり家族ですとかご近所ですとか、子供さんですとか、そういうような送り迎えをしてもらうとか、どこかに行くとかというときに、そういうような関係、構築をされているというのか、できているというのでしょうか。近くのところでは、そうではなくてタクシー使ってしまう、歩いていくというようなことになるわけですけれども、そんなような状況が見えてきました。ですので、それらを大切にしっかり検討を重ねて、最終的な形にはどうしたらいいのか。

それと、もう一つあるのですが、これも、これから、私なんかもそうですけれども、今は車を運転をしている。しかし、高齢になってきて足がだめ、目がだめ、できなくなってくるという層は我々の層なのですね。これから動けなくなるというか、不自由になる層。それで、現状お使いいただいている高齢の方というのは、免許証を最初から取らなかった、持たなかったという人たちがかなりいらっしゃるということで、移動は、もし車にあればできるのだけれどもというような方もあるわけですので、これから高齢を迎える層と現状の層と、もうそれがどう違ってくるのかというようなことも検討して、これから将来にわたって、おっしゃるように10年先、20年先どうなるのかというよう

なことを考えた上での最終的な形をしていければいいのではないかなと思っております。

以上です。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) ありがとうございます。何しろ一人で住んでいる方ですとか、絶対数は少ないと思うのですけれども、そういった方々もおられますので、そういった方に対してもご配慮をひとつお願いしたいと思えます。答弁は結構でございます。

それでは、続きまして、小項目の2番の路線バスのほうについて再質問をさせていただきたいと思えます。

この件に関しましては、町の単独でできないような事業を民間の会社にお任せをしているというような事情もございますので、ある意味においては補助金ですとか負担金を支払っていくということは当然のことかなというふうに思っております。ただ、これも、やはり皆様からお預かりした税金でございますので、やはりこの利用者の方々が本当によかったなというふうに思えるようなシステムに近づけていく努力は継続的にしていかなければいけないのかなというふうに思えますので、そういった利用者の方々の声をどのような形で吸い上げて、そしてバス会社のほうにお伝えをして実施をいただいているのか説明をしていただきたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

利用者の声をどのような形で取り上げているかということでございます。現実的には、今、町民の声ボックス等を通じて、利用者の方から利用についてのご要望ですとか、そういったものが寄せられる。それから、あるいは町の広聴サイドでのメール等でご要望が寄せられるというようなことが現実的にございます。そういったことを、声を受けまして、町ではイーグルバスのほうとも協議をさせていただきます。

そして、基本的には、やはりなかなか路線を変更するとか、あるいはバスの停留所を改めてまた別に設置するとかということになりますと、これは当然陸運局の許可等が、届け出許可が必要になってまいりますので、すぐすぐということとはできない場合もあるのですが、かなりのところでは今までも変更について協議をさせていただきながら対応させていただいております。

具体的には、昨年の23年の10月、一部ダイヤ改正を行いました。これについては、東武東上線のいわゆるダイヤ改正がございまして、それに合わせた形でのバスの運行時間の変更をさせていただいたと。それから、一部停留所についても、市外循環線の停留所を郵便局前というところを定めさせていただいた。それから、もう一点につきましては、東西連絡通路の中へ、これも声がございまして東口、西口のいわゆるバスの接続、これがよくわからないということで、これもイーグルバスと協議をさせていただいて、連絡通

路の中に東口はこういった方面でのバスが出ますよ、西口はこういったバスですよというような案内をさせていただいたということでございます。

いずれにしても、議員さんのおっしゃるとおり、利用者の利便性、それから声、これについては継続的に、今後も町民の声等を通じまして、出てきましたご用命については、イーグルバス並びにときがわ町も含めて協議をさせていただきながら、対応できるものについてはぜひ対応していきたいという考え方でございます。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) その問題ですけれども、去年の6月ぐらいでしたか、私もある勉強会に参加をさせていただきまして、その中で、今出ましたバス停の位置ですとか、あるいは経路ですとか、あるいはタイムスケジュールの関係ですとか、さまざまご指摘をいただきました。その後、1カ月ぐらいしてからでしょうか、岩澤町長もご出席をいただいた住民の方々の意見交換会があったかなと思うのですけれども、それからわずか3カ月あるかないかぐらいの間の中で路線バスの経路等の変更等をしていただきました。これ本当に行政対応としては異例の早さかなというふうに私は高く評価をしたいと思います。先ほど申し上げたように、これは嵐山町単独でできるわけではありませんので、バス会社との調整もあるでしょうし、また住民の声に意見を吸い上げて、そしてまたときがわさんとの調整もあるし、また法令的なことも、許可も必要だという中から、こういうことのスピード感を持ってや

っていただいたというのは大変すばらしく思っております。

このスピード感ということに関しましては、昨年も放射能の関係で嵐山町の多くの町民の方が大きな不安を抱きました。しかし、そのときにも地域支援課の方々が本当に冷静に、そしてまた適切に、またスピード感を持って対応していただいた。少なくとも私の周りの人たちは、この放射能に対する不安感というのは急速に収束をしていったというような感じを受けております。もちろん今でもより高い安全性を求めて、一生懸命この放射能問題に取り組んでいる保護者の方たちもいますから、そういった方々のいろいろな報告等には、注視をこれからも継続的にしていかなければいけないかなというふうに思いますけれども、やはり現代の社会というのは非常にスピードも速いので、行政といえどもスピード感を持った対応が求められるというふうに思っております。これ、町長の施政方針演説の中でもスピード感を持ってやらなければいけないというような文言がございましたので、再度その辺のご決意のほどを町長のほうからお伺いしたいと思っております。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおりでございます、これだけこう目まぐるしく動く社会でございます。不易流行という言葉がありますけれども、変化にはスピードを持って対応し、そしてしっかり守るべきものについては、しっかり今までのとおり揺るぎなく守っていかなければいけないという考え方で対応

してまいりたいと。おっしゃるとおりでございます。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) ありがとうございます。

それでは、大項目の4番のほうに移らせていただきます。大項目の4番、自転車安全教育についてで質問させていただきます。

これは、平成23年、昨年12月の27日、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例が公布されました。

(1)といたしまして、この県の条例を受けて町のほうの対応はどのように考えられているのかお聞きしたいと思います。

それから、(2)といたしまして、自転車の専用レーンの整備等の計画はあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、質問項目4の自転車安全教育について、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)の条例に関しての部分について、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 ナンバー4の(1)この条例を受けての町の対応についてお答えをさせていただきます。

まず、議員さんお話しのとおり、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例につきましては、自転車安全利用のための取り組みを推進し、歩行者、自転車、自動車等がともに安全に通行し、かつ県民が安心して暮ら

すことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として制定をされまして、施行は本年の4月1日というふうになっております。

この条例の特徴といたしましては、県、県民、自転車利用者、事業者及び関係団体、それぞれが担うべき責務を明らかに定義をしている点にあると思います。

例えば自転車利用者に対しましては、車両運転者としての責任と自覚と法令の遵守並びに自転車損害保険等への加入の努力義務を定めております。また、事業者に対しましては、従業員に対する自転車の安全利用に関する啓発努力と、県の実施する安全利用促進に関する施策への協力を求めています。さらに、学校の設置者等に対しましては、その児童及び生徒に対して、その発達段階に応じた自転車交通安全教育の実施を求めています。また、県が行うべき施策といたしまして、市町村が実施する施策への助言及び支援を行うこと。県民、高齢者、自動車等の運転免許取得者に対する自転車交通安全教育の実施、自転車安全利用指導員の委嘱、道路環境の整備などを規定しております。

町といたしましては、この条例制定の目的の趣旨を十分に認識いたしまして、県から今後市町村に対し、個々、具体的に求められるでありましょう協力依頼に対し、積極的に対応するとともに、今まで以上に広報や街頭キャンペーンなどを通じまして、自転車の安全利用に対する啓発を図るなど、県及び関係団体との連携のもとに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、現在、具体的に県より協力依頼のあります事項といたしましては、条例の中にあります自転車安全利用指導員の委嘱につきまして町に推薦をしていただくようにということで推薦依頼が来ておりまして、対応をしているところでございます。

なお、学校における安全教育の実施につきましては、教育長のほうからご答弁をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(1)学校の安全教育についての部分について、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それでは、(1)の中で学校教育、子供の自転車ということに関連してお答えをいたします。

地域支援課長からありましたけれども、この条例は、県、市町村、いろいろな事業者、関係団体、県民そろってこの条例の目的を達成しようではないかという趣旨があります。

その中で、特に教育委員会としては、子供の自転車事故について、加害者になってはいけない、被害者になってはいけないという観点から、特に、佐久間議員さんお手元に条例があろうかと思えますけれども、第8条に、1つは、学校は子供の発達段階に応じて教育を行うのですよと。もう一つは、今までなかったことだと思うのですけれども、保護者の努力義務、保護者は自分の子供に対してヘルメットを着用するなど、安全対策についてきちんと

教育を行うようという努力義務が課せられたと。したがって、これからの学校教育における自転車の安全な乗り方の指導は、保護者と一体となってまず進めていく必要があると。これが1つであります。

それから、これも課長からお話ありました指導員制度は地域指導員という、これは町が推薦するもの。もう一つは、学校指導員というので、これは学校が知事に対して指導員を推薦をして知事が委嘱すると。こういう制度が導入されるようですから、特にこの学校指導員の役割というのは、これからの自転車の安全な利用について中核的な役割をしていくのだろうと。

1つは、学校において中心になって教育を進めるということ。さらに、自転車の安全な利用について警察だとか市町村だとか、いろんな団体が啓発活動を行うと。その際に積極的に参加するということ。3つ目は、地域のさつき申し上げました指導員の方と連絡をとり合って事故防止に努めていくと。これなんかも新たな形で事故防止、安全な利用に大きな役割を果たしていくのではないかと思います。

この件については、もう既に2月の校長会で、今後この県の条例だとか、この指導員制度の趣旨を踏まえて、来年度新たに交通安全教育を学校でやる場合には、この条例の趣旨を先生方に周知して、新たな目標を立てて、特に自転車に絞った交通安全教育を進めようと。学校では、もう議員さんご案内のように、交通安全教育という分野の中で安全な歩行、安全な自転車の乗り方について指導をしておりますし、また警察の協力を得て交通安全

教室も実施しております。また、加えて、菅谷中学校は約 36.9%の生徒が自転車通学を許可、玉ノ岡中学校は 100%ですので、これもやはり重点的に取り組んでいく必要があると思います。

いずれにしても、総合的に交通安全教育の見直しを図って、子供たちの事故防止、安全な利用について進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 次に、小項目(2)について、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、自転車の専用レーンの整備についてお答え申し上げたいと思います。

全国的に、今歩道における自転車の問題だとかいうものが議論されておりまして、先日の新聞でも、なかなか一定の方向というのが出しづらいというのですか、それは道路の幅員に十二分に幅があれば、どんなことでもできるわけですが、なかなか日本の状況からいってその辺が難しいということで、今全国的な話題になっているということでございます。

道路構造令でどうなっているかというのを自転車の関係でちょっと申し上げてみますと、まず自転車道というのがございまして、これは幅員が2メートル以上、やむを得ない場合には1.5メートル以上と。そして、自転車の専用道路、これが幅員が3メートル以上、やむを得ない場合には2.5メートル以上と。そして、自転車・歩行者道、いわゆる歩道の中を自転車と歩行者が相互に通行すると。ただ、これは自転車通行可の歩道にすぎないということな

のですね。歩道は歩道だと。そして、全国的にこの自転車道と自転車専用道路というのはわずかしが整備がされていないと。ほとんどが自転車・歩行者道というものでございまして、嵐山町においても、この役場の下の道、玉中へ行く道とか、あるいは都市計画道路の平澤-川島線、これがこの扱いになっています。標識が、歩行者と自転車が通行可という標識が出ております。したがって、今お尋ねの自転車専用レーンというものは、今嵐山にございません。

そして、これ、前回の議会のときにもある議員さんからご質問いただいております。今後の一つの計画として、当面嵐山で自転車専用レーンというものが考えられる路線というのは、駅前から図書館に行く道、駅東通り線という都市計画道路ですけれども、これが幅員が15メートル全体的にございまして、両側に3メートルずつの歩道があって、あとは車道ということです。車道の一部が、両側に1.5メートルずつの路側帯というような形になっておりまして、当面考えられるのはこの路線かなというふうに思っております。現状、かなり舗装が傷みが激しくなっておりますので、どこかの時点で舗装の打ちかえをする時期が、そんなに先によらずに来るのかなと思っております。そのときにここも計画をしていきたいなと思っております。ただ、当然警察との協議というのがまずございまして、いろいろ警察のご指導をいただいて、可能があればこの路線が当面考えられるのかなと。

そして、今後の計画ですけれども、平澤-川島線というのが今、県道の深

谷-嵐山線のところでとまっておりますけれども、これが川島から、いわゆるつきのわの駅にかけて今後の計画でございます。現在の平澤-川島線の幅員は、計画路線が12メートルなのですけれども、いろんな関係があつて、これを16メートルにできたらというふうにも考えております。そこから、県道のときがわ-熊谷線からつきのわの駅にかけて、ここはまた別の都市計画道路、16メートルで計画をしておりますので、こういう路線の中で自転車専用レーンというのが考えられれば一つの方角かなというふうに思っております。いづれにしても、できる路線については計画をしながら、今後実現できるものからやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 この際、暫時休憩をいたします。おおむね10分間とります。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時31分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐久間孝光議員の一般質問を続行いたします。

質問事項4の自転車安全教育についての再質問からです。

佐久間孝光議員、どうぞ。

○3番(佐久間孝光議員) それでは、(1)の町の対応について再質問させ

ていただきたいと思います。

まず初め、今、担当課長さんのほうから、またあと教育長のほうから説明を受けまして、ある意味では非常にびっくりをしております。といいますのは、私が冒頭申し上げたように、この条例は今年の12月27日、本当に暮れも押し迫ったときに成立をした条例でございますので、それから年末年始を迎えて1月というのはあっという間に過ぎてしまいますから、この時点でそこまでいろいろ検討していただいているということをお聞きしまして、まずもって安心感を持ちました。ありがとうございます。

ただ、この自転車安全教育に関しては、今までは視点というのが児童生徒が自転車に乗って事故に巻き込まれないようにということが中心の教育でありましたけれども、この中では、やはり自転車に乗った児童生徒が加害者になるケースがあると。もうこの加害者になるといっても、相手の方が本当に重傷のけがを負ったり、あるいは亡くなるというようなケースも出てきている中での条例制定でございますので、ぜひ加害者にならないための対策、そしてまた万が一なったときには、最低限その負担を軽減するにはどうしたらいいのか。そのことも含めてぜひご指導をいただきたいと思います。この件に関しては、答弁は結構でございます。

(2)の自転車専用レーンについてでございますけれども、嵐山町では昨年、議員提案による嵐山ストップ温暖化条例を可決をいたしました。これは議員提案ということでは、本当に基礎自治体レベルにおいては全国初であ

ります。その条例を作成する間においても、町民の方々のご意見等を数多く入れていくという、その全体的なプロセスが評価をされまして、全国特別表彰というものをこの嵐山町の議会が先月受けることができました。これは、町にとっても大変大きな名誉であるかなというふうに思っております。その町の方向性、またその町にふさわしい町を実現していくには、やはりこの条例の中にもありますけれども、CO2の削減、あるいは低炭素社会の実現というものが大きなテーマになっているわけですから、そういった点から考えても、この自転車、教育長の話にもありましたけれども、菅谷中の生徒は36%以上、玉ノ岡は100%というようなことを考えて、この自転車の利用を安全にやっぱり活用していくということは非常にこれから大切な要素になってくるかなと。また、それを整備することによって、使い方によっては観光面という面においても大きなプラスを生み出していく可能性もありますので、そこだけもう一度お願いいたしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げたいと思います。

今、議員さんおっしゃることも、我々もよくわかっているつもりでおります。ただ、先ほど申し上げましたように、なかなか自転車の専用レーンをつくるというのは非常になかなか難しいのかなと。ただ、先ほどの条例のお話もございましたけれども、今度町でその条例に基づいてエコタウン計画だとかいう

ものも、基本的にこれつくっていくことになっておりますので、そういう中で当然これ自転車の問題も出てくるのかなというふうに思っております。いずれにしても1つの課題だというふうに受けとめておりますので、今後できるものについては1つずつでも決まりをつけていきたいなというふうに基本的には思っております。

以上です。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) ありがとうございます。予算等大変大きなものがかかることもありますし、現実問題考えるとなかなか難しいかなと思うのですがけれども、ぜひできるところからお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、大項目の5番、武道必修化について質問をさせていただきます。

平成24年度、もう来月の4月からですがけれども、中学学習指導要領が完全実施をされます。それに伴いまして武道も必修化をされるわけですがけれども、この武道必修化に向けての指導者、施設、用具等の観点から、その取り組みについてお伺いをいたしたいと思っております。

○長島邦夫議長 それでは、質問事項5の武道必修化について答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それでは、大きな5番目、武道必修化についてですけ

れども、平成 20 年に学習指導要領が改定されて、21、22、23 と移行期間と申し上げまして、そこを経ていよいよ4月から中学校で武道が必修化と、いろいろマスコミ等でもいろいろ報道等をされておりますけれども、ご質問の指導者とか施設、用具等について、大きく3つに分けてお答えいたします。

まず最初に、1つは、武道の必修化とはどういうことですかということをして1点。それから、大きな2点目は、嵐山町武道必修化に向けてこれまでどんな取り組みをしてきたかと、これが2点目。3点目が、お尋ねの3つの観点からの取り組みと。あわせて、最後に今後の取り組みみたいなことをお話し申し上げます。

1点目は、武道の必修化というのは、具体的には3つありまして、1つは、武道の内容について、学習指導要領で3つ定められましたと。柔道と剣道と相撲と。このうち1つを選びなさいと。2点目は、学習の仕方、履修と言いますけれども、これについては今申し上げましたように1つを履修をするということで、嵐山町では今まで柔道で進めてきました。3点目の必修ということで、中学校の保健体育科には大きく2つの分野がありまして、体育分野というのと保健分野というのがありまして、体育分野には8つの領域、8つの種目とも言うていいですね。例えば体づくりの運動だとか、球技だとか、陸上競技だとか、武道だとか、ダンスだとか、水泳だとか、この8つあります。今度の改定で、1、2年生はこの8つ、1、2年生はすべてこの8つを学ぶのですよと。いわゆる必修です。ですから、ここに武道必修という言葉が出て

きました。3年生については、この武道と球技の1つを選ぶのですよと。これが履修の仕方、必修の仕方です。

嵐山町の大きな2点目、必修化に向けたこれまでの取り組みですが、文部科学省、国のほうでは必修化に向けて、中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校という、この研究委託を21年度から始めました。埼玉県には、この研究委託を県を通して、蓮田市と新座市と秩父市、それから嵐山町がこの委託を受けることになりました。そして、両校の中学校で必修化に向けて研究実践をしてきました。その年の11月に、菅谷中学校の体育の3年生の柔道の授業を武道場において公開をし、研究発表しました。県内から大勢の先生方、関係の皆さん方がおいでになりました。その後、嵐山町の柔道の授業の取り組みについて多くの取材がありまして、雑誌やら、あるいはテレビ等でも放映されたところです。

そういう中で、ご質問の3点、指導者、施設、用具等の観点からの取り組みですが、指導者については両校とも体育の教員が担当すると。加えて、本当にありがたいことに、嵐山町柔道会の方々がこの3年間、毎時間ローテーションを組んで授業に応援をいただいております。こういう例は県内でないと思いますね。本当にありがたい話であります。これもぜひ24年度もぜひお願いしたいということで、先週の金曜日、教育委員会と両校の学校の先生方、それから柔道会の皆さん方の打ち合わせ、懇親会を含めて行いまして、ありがたいことに柔道会の皆さん方から、こちらからもぜひやら

せていただきたいというお話を承りました。ぜひ引き続いて、これはお願いしてまいりたいと。

2点目は、施設、設備の面ですけれども、おかげさまで嵐山には、菅谷中学校には嵐山町柔道場というのがあります。玉ノ岡中学校には、学校施設としての玉ノ岡中学校武道場があります。これもありがたいことでもあります。加えて、国の事業の委託を受けて、この事業費の中で新しく柔道の畳112枚とか、あるいは安全対策のために畳のすき間どめであるとか、滑りどめシートであるとか、さまざまなものを用意させていただきました。ある程度そろったのかなという気がいたします。

用具については、具体的に、ほかの武道と違って柔道着ということであり、ますけれども、これについては菅谷中学校では新しい、今の6年生ですね、新1年生が購入することになります。また、現在の2年生が3年生になるわけですけれども、ダンスを選択している者はこれをそろえていただく。玉ノ岡中学校は、既に1、2、3年全員授業を行っておりますので、新1年生だけと。値段については大体3,500円程度。これについても校長会で、父兄の負担軽減を考えて、お兄ちゃん、お姉ちゃんから譲り受けるとか、あるいは先輩から譲り受けるとか、そういう形で、あるいは小学校のときに柔道やっていた者はそれを使うとか、そんなふうな話をしております。

最後に、今後の取り組みですけれども、3点申し上げます。1つは、やっぱり教員の指導力向上のための研修。2点目は、外部指導者、嵐山町柔道

会の皆さん方との連携を深めて、より一層指導の充実に努めるというのが2点目。3点目は、これ一番大きな取り組みというか、課題であります、安全指導と事故防止と。これを、3つを重点的に踏まえて、所期の目的が達成される武道の必修化について取り組んでまいりたいと、こんなふう考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) もう数年前から柔道会の指導者の方々の協力を得まして、実質的にはもう実施をしているということは私も重々承知をいたしております。ここで正式に必修化になりましたので、今も一番最後のところで教育長が強調されておりました安全対策ですね。これは、この前の新聞発表にもありましたように、過去28年間さかのぼっていくと、114名の中学生、高校生が亡くなっているというような事実がございます。フランスの柔道人口というのは大体50万から60万、日本が大体20万人ぐらいというふうに言われているのですけれども、フランスにおいては大体50年前に1人死亡事故が起こったと。そのときに、多分あれは国だったと思いますけれども、動いて、柔道の指導は柔道の経験者ということだけではなくて、医学的な知識も踏まえた、そういった国家資格を持った人たちが指導に当たるということで展開をしていく中で、ほとんど死亡事故が起こっていないというような事実もございますので、これはとりもなおさず、指導方法によってこれらの事故

は十分防ぐことができるということの裏返しでありますので、この安全対策に対しては最重点項目としてぜひお願いをいたしたいと思えます。

それから、あとはもう一点ですけれども、菅谷中学校のあります武道場、これは町のほうの管理ということですが、あれは昭和 33 年に建てられた建物でございます。私もこの前、内部のほうを見させてもらいましたけれども、柔道場も剣道場も内部に関しては、けいこをやる上においてはほとんど問題がないかなと。決してきれいではありませんけれども、ただ外観に関しては非常に老朽化が進んでいて、地域の方はあれが何の建物か知らない方も結構いるのです。そして、中には、もう私があれは武道場なのですよと、あれが武道場なのですかというような形でびっくりされる方、もっとひどいケースは、菅谷中学校はああいう建物もああいう形で放置しているからこそ非行が多いのではないですかというような間違った見方をしている方々もいるのも事実でございます。ですから、そういった誤解を解くためにも最低限、外観をペンキぐらい塗るとかいうことを、しっかりと嵐山町としても武道必修化に備えて準備をしていますよ、個々の教育においてもしっかりと取り組んでいますよというメッセージを地域の方々に発していただきたいなというふうに思っております。もちろん今、菅谷中学校に関しましては体育館も立派なものを建設していただいて、体育館のみならずその周辺の整備も含めてやっていただいていますことを心より感謝申し上げたいと思えますけれども、それがちょうどタイミング的に4月からスタートするというようなタイミング

もごさいますので、ぜひその辺のところをご検討いただきたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○長島邦夫議長 答弁を求めますか。

〔「お願いします」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 お話、今2点ございましたけれども、とにかく安全確保をお願いしますよという、そのとおりだと思います。これについても、もう既に3年の実績がありますし、校長会でも確認しておりますし、先日も柔道の授業のときはAEDを必ず持っていこうということ、それから事故発生の緊急マニュアル、この体制をもう一度点検し、見直すことということ等々、再確認をしたところであります。柔道会の皆様方のアドバイスをいただいて、議員さんのお話のとおり指導方法によって変わるのだと、防げるのだということ、このお話もありました。やることをきちんとやりましょうよと。柔道の授業は年間、各学年10時間です。105時間の体育の授業のうち10時間ですので、時間としてはわずかですけれども、万が一何かあったら大変であると。それから、お話ありました過去28年間の事故云々という死亡事故、柔道の事故で中学生は39人と。そのうちの37人が部活動ということなのです。体育の授業では、1人の死亡であるという報道もありました。そういうことも受けてなお一層、授業の事故防止には努めていきたい。

それから、武道場については、これは何ともはや、中に入ると穏やかな気持ちになるのでありますけれども、木造の。先般も入り口のところの雨漏り等がありまして、随時それは点検すると。議員さんお話しのように、一時期非行問題等があったときに、あそこのかぎだとか窓の状況からすると、いつでもだれでも入れるような状況にあると。今はそういう事故等がありませんけれども、町の建物ですので、教育委員会としてみればできるだけということ、町長さんのご配慮で、学校施設であるもう一つの技術科、あそこところは正面から見てきれいに壁がなりましたので、さて武道場はどうしたらいいかということは十分検討させていただきます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 武道場の建設というか、塗装というようなお話ございました。学校の施設整備につきましては、内部でもいろいろ検討を進めているところであります。そして、最優先は何としても耐震化、これを一日も早く仕上げろのだということで、今年、2つの体育館が完成を、もうじき披露の式ができるところまで参りました。そして、年が変わって菅谷小の体育館、そして志賀小の体育館、これは検査の結果、そんなに大規模にしなくても、ところどころやるぐらいな形で耐震化が図れるということでございますので、これも新年度に完成ができるというような予定でございます。そのほかにおきまして

は、今言ったような状況のところもしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

菅谷中学校の非行の話もちよっと出ましたけれども、私は行ったことないので、アメリカのニューヨークの地下鉄というのは、何か落書きがあったりとかいろいろ汚れているというような話を聞きました。そして、市長さんが市のそういうような状況を直すのに、そのところをきれいにして、それで幾らかいい成績が出たというような話も聞いております。すべて、どこもそうですけれども、散らかっているところにいい状況というのは生まれないのはよくわかっております。いろんなことをご指導いただきながら、嵐山町の財政も考えて、しっかりいろんな面に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。残り時間3分となっております。よろしく申し上げます。

○3番(佐久間孝光議員) わかりました。

○長島邦夫議長 ごめんなさい。5分だそうです。ごめんなさい。

○3番(佐久間孝光議員) 今、町長のほうからも大変心強いお話をいただきました。また、教育長のほうからも熱い熱い思いもいただきましたので、それを信じまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 大野敏行議員

○長島邦夫議長 続きまして、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号2番、大野敏行議員。

それでは、質問事項、農政についてです。どうぞ。

〔2番 大野敏行議員一般質問席登壇〕

○2番(大野敏行議員) 2番議員、大野敏行。議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

一般質問の前に、私の身体的な特徴を一つだけ申し述べさせていただきます。年をとると涙もろいと言われるかもしれませんが、私もその一人でございます。特に涙もろくなってまいりました。それは、本当に悲しくて涙もろくなったのではなくて、上まぶたと下まぶたの裏側に膜があるのです。Uの字をした膜がついておりまして、それがまぶたを閉じたり上げたりするたびごとに伸びたり縮んだりします。年をとるとともに、そのU字の膜が伸びてきてしまう。下まぶたのところに、いわゆる涙つぼというものがあるのですけれども、そこに涙がためられなくなってしまうということで、自然とぽろぽろと落ちていくと、こういう状況に私も最近なってまいりました。決して涙ながらに訴えているとかというのではなくて、私の真剣になればなるほど涙ぐんでくるといふ特徴がございますので、その度合いとってお聞きいただければというふうに思います。

農政について私は質問をしていきたいと思っております。51歳で私は脱サラを

しまして、今 61 歳でございますので、10 年間農業をしてまいりました。農業をしたくて農業者になったのではなくて、私の親が一時病気になりまして、病院に連れていかなければいけないというような状況になりました。そんなときに人にばかり頼めないで、私が連れていこうというようなことで農業者になりました。農業者になってみて一番感じたことが、年収が4分の1になってしまったということでございます。たまたま私は、子供が子育てが終わっておりましたので生活に特に支障はなかったのですが、農業というものはいかに大変かなということをつくづく感じました。農業者の観点から質問をしていきたいと思っております。

世界的な異常気象現象が頻繁にあちこちで起こっております。近年では、オーストラリアやウクライナの干ばつ、そして昨年はタイの大洪水。国内にあっては、今年の冬の日本海側の大雪と。まさに、こういったものが地球を今襲ってきております。食料自給率 40%の日本において、50%へ引き上げるべく農水省を中心として動き出しております。農林漁業の再生に向けて担い手に当たる中心経営体を含め、地域農業のあり方を記した地域農業マスタープランを市町村、集落が今後2年間ほどで策定し、中心経営体に農地集積などの施策を集中することを明記しました。

そこで、次の点について私は質問をしたいと思っております。

まず、嵐山町の実態はどのようなになっているのかということでございます。当町の水田農業での耕作面積、耕作放棄地の面積、そこに従事している人

数、その中で60歳以下の人数、平均年齢をお伺いしたいと思います。

(2)としまして、当町には、北部地区に中心経営体としまして営農集落の1経営体がございます。南部地区においては、認定農業者を中心として水田耕作されていますが、地域農業マスタープランの中に2つ目の中心経営体としての営農集団をつくり上げていくお考えはありますでしょうか。お聞きしたいと思います。

3つ目に、同時に、行政側ではソフト面、ハード面とも両方に卓越した人材を配置し、農協がそもそも行わなければいけない事業でもございますが、ともどもご指導をお願いしたいが、お考えはおありでしょうか。

(4)としまして、農業の6次産業化が農業を再活性化する道だと確信しております。農業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用し、その創出と促進によって雇用と所得を確保する。そして、そのパートナーとなるのは都市住民です。交流による相互理解で新たな6次産業の形成を推進すべきと思います。町は受け入れ態勢の整備を拡充し、都内指定区との姉妹都市づくりを積極的に取り組む必要があると考えますが、お伺いたします。

以上、4点についてお伺いしたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

お尋ねの水田農業関係の統計調査といたしますと、農業センサスになるかと思いますが、ご案内のとおりこのセンサスでは水田と畑とをあわせたデータとなっておりますので、環境農政課として把握している水田台帳や再生協議会で調査した農家データ等に基づいた数値となることをまずご了解いただきたいと思います。

まず、水田の耕作面積でございますけれども、241ヘクタールでございます。次に、耕作放棄地の面積でございますけれども、37ヘクタールでございます。

続きまして、従事している人数、その中で60歳以下の人数並びに水田農業者の平均年齢でございますけれども、農家データでは世帯しかわかりませんので、その数値で申し上げさせていただきます。従事している世帯は276世帯、その中で60歳以下の世帯は85世帯、平均年齢は66.5歳ということになります。

なお、年齢につきましては、私どものデータをもとに調べさせてもらった結果でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(2)から(4)までについて、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

質問項目1の(2)につきましてお答えをさせていただきます。南部地区にも中心経営体をつくり上げていく考えはあるかとのことでございますが、この

件につきましては、嵐山町農業委員会の建議にもございまして、推進していく考えであると回答をしているところでございます。

中心経営体をつくるに当たりましては、最初から法人化をするということではなく、南部地区で現在頑張っている、いわゆる担い手の皆様方と話し合いながら、さまざまな問題があると思いますが、まずグループ化していき、組合や法人化というステップを踏んでいければというふうに考えております。

質問項目の1の(3)につきましてお答えをさせていただきます。今議会で審議をいただきます当初予算に計上させていただいておりますが、平成21年度より、ふるさと雇用再生事業を導入いたしまして、営農推進員が平成23年度で切れますので、新たに平成24年度より農政推進員を設置をいたしまして、現場の声をお聞きしながら、今後の農政を関係機関と調整をし、牽引していただくように考えているところでございます。

また、先ほどお答え申し上げました南部地区の中心経営体につきましても、積極的に農政推進員に中心的役割を担ってもらっていただくようにしたいと思っております。

小項目(4)番でございます。農業の6次産業化が農業を再活性化する道だと確信をしているということでございまして、これにお答えをさせていただきます。

都内のどこかの区との姉妹都市づくりをとのお尋ねでございます。どこの

区とかいう場合に、何かのきっかけということになるのかと思いますが、例えば、現在、千手堂の小千代山を中心に保全活動に取り組んでいるところでございます。モウモウ少年団と板橋区の区立エコポリスセンターと交流があり、毎年子供たちが嵐山に来て一緒に活動しているということもありますので、こういう接点のあるところから地道に着実に輪を広げていき、さまざまな面からの交流を深めていければというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 質問の途中でございますが、この際、暫時休憩をいたします。午後の再開は、午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時03分

再 開 午後 1時29分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大野敏行議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項1の農政についてから、大野敏行議員、どうぞ。

○2番(大野敏行議員) 引き続きご質問をさせていただきます。

ご回答をいただきました。私が(1)でお聞きしましたことに対しまして、水田農業に従事している人数ということでお尋ねしましたところ、276世帯というご回答をいただきました。嵐山町の世帯が7,430世帯でございますので、パーセンテージにしますと3.7%の方が水田農業に従事していると。そして、

その中で 60 歳以下の人数はという問いに対しましては、85 世帯ということ
でございます。割合にしますと 1.14%でございます。水田農業の平均年齢
は 66.5 歳というお答えをいただきました。基幹的な農業従事者に特化しま
すと、平均年齢は 73 歳という試算も出ております。このような中で、基幹産
業である農業、国の基幹産業だと私は思っております。そして、嵐山町にお
いても農業は大事な大きな産業の一つであると承知いたしております。こう
いった状況の中で後継者をどのように育てていくか、これが大事なことは
ないかなというふうに思います。

私がお聞きした中で、(1)、(2)、(3)というふうな形で分けてはございま
すが、農政問題にとらまえていきますと関連したような形になってしまいます。
質問の側が要点を絞って質問しろということが必要ではありますが、少しそ
の中で(1)、(2)も含めた形の再質問という形になってしまうかもしれません。
その点をお許し願いたいと思います。

水田農業の実態の中で、南部地域における担い手は6名であると承知
いたしております。この人たちの一人でももし仕事ができなくなる状況になり
ますと、その人が担っていた水田農地は即荒れ地となってしまいます。農業
の後継者が育たない大きな要因がたくさんありますが、最大の理由は、や
はり収入が伴わないということが挙げられ、生活に困窮してしまうというこ
とはあると思います。

中でも一番の大きな問題がございまして、その最大の問題は農業機械、

水田農業の農業機械の償却費に追われてしまうということでございます。1町の水田を耕作する農業者がどのような農業機械を必要かとするいたしますと、概算ですけれども、20馬力のトラクターで200万円、4条植えの田植え機で100万円、4条植えの刈り取り機械で300万円、乾燥機で150万円、その他もろもろ小さな機械で100万円、合計850万円も農業機械でかかってしまうのです。これを10年間で償却しようとしても、年間85万円の償却費がかかります。1町の田んぼをつくったときにどのくらいの石高が上がるかといいますと80俵、平均80俵上がります。1俵1万5,000円としても120万円です。120万円から85万円の償却費を引きますと、残る金額は35万円です。35万円の中で、肥料代、種代、農薬代、軽トラックなどの燃料軽費、それから水田にかかわる経費、それから草刈り機などの草刈りにかかる経費、もろもろを計算しても15万円はかかってしまいます。35万円の粗利から15万円の経費を引きますと、純利益は20万円になります。1町の田んぼをつくった人が20万円の利益しか年間で上げられないと。この中に人件費は一つも含まれておりません。農業の実態はこのようなことでございます。

この試算に関しては、個々の人が農業機械を持って行うからそのようなことになってしまいます。集団化することによってこの経費を大幅に節約することができます。個々の家の後継者の問題でも全くそのとおりで、機械が古くなって、次に買おうとしたときにこれだけの機械代がかかってしまうので

は、ここでやめてしまおうかといううちはほとんどです。

回答いただいた中では、南部地域に組織をつくっていくという回答をいただきました。この組織をつくっていくことが、集団化をすることがこの経費を安く抑えられる一つの要因だと思います。大変町では、積極的なそういう姿勢を見せていただきました。また、集団化の中で同世代の人たちと一緒に仕事ができれば働く意欲もわきますし、失敗したときの慰めにもなってまいります。そして、また頑張ろうという気になります。後継者を育てるという意味で、町のほうでこのような施策をして後継者が育成をしていくのだというような案がございましたら、一言ご回答いただければというふうに思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ご提言いただいたように、大変重い課題でございます。全国で、日本の農業の現状というのがこういうような状況ではないかなというふうに思っているわけです。それで、それをどういうふうな対応をしていったらいいのかということで、国では戸別所得補償方式ということを取り入れて始まりました。しかし、それが現状、米づくりの日本の全体の農業の生産額といえますか、生産高といえますか、それは90%が酪農、園芸、野菜づくり、そういうようなもので占められているという現状なのですね。そうすると、その10%のところに今の農業の、議員さんおっしゃるように最重点課目としてやっているわけですね。それで、しかも話、これ正確な数字でないので失礼

なのですが、20ヘクタール以下の、そのところに今の補助制度を適用して、しかも専業でない、兼業農家という、いわゆる所得をほかのところ、産業からとっているもののほうが多い農家ですよね。それが40%という現状なので、すね。そうすると、そういったような米づくりのところに、国とすると今のような形の対応をせざるを得ない、してきているわけです。そのところの一番の影響というか、対する影響と、今おっしゃるような状況だと思っので、そのところを大きく変えるというのは、国がやっていることと違うことをやるわけですから大変難しいと思っので。しかし、嵐山町の現状を見たときに、そういうことをしないとだめになってしまうわけですね。ですから、大野議員、苦しんでいるのと同じように、町の農政もどう転換をしたらいいのか、どういう方向をとったらいいのか、当初申し上げたように大変重い問題であります。

そういう中で、すばらしいご提言いただきました。確かにそうだと思うので、す。機械がなければ、今、高齢化をしている就業農業者として、畑の草一つ取るのも大変だと思うので、すね。みんな今機械化になっていますから、その機械がなければ。そういう中で、機械をこれからどうしていくか。もし壊れたら、では更新をそれしていきますか。800万円の中の一つずつ、そういうことを整備をまたし直しますかということにいつか直面せざるを得ないと思っので、すね。だから、そういうふうになったときには、もうあしたのことになってしまうわけですから、その前に手が打てないかということでご質問だと思っ

です。大変なご提言、ご指摘で。そして、これも農業委員会からもお話をお聞きをして、それで先ほどのような農業委員会にはお答えがしてあるわけです。ですので、町とすると厳しい状況ですけれども、農地の集約化、そして農にかかわる意識の集約化といいますか、1つにして、1つになっていただいて、頭が合わさって、その中で、では機械をみんなで持とうよという考え方に進んでいくような方向がとれれば、今言ったような状況に行くのだと思うのです。しかし、田植えが隣も始まったから、ではうちもやらなくてはとか、ちょっとおくれてきてしまったからどうだとかということになると、個人個人で田植え機を持たないと、それはできないわけですが、何人かで、あるいは何十人かというようなことに大きくなっていったときには、やはりはこちら、水利の関係があるからここから始めていこうとかいうことでずっといくというようなことも、取り組みもできるかと思うのです。ですので、町の方向とすると、議員さんおっしゃるような方向で農業委員会にもお答えはしてありますし、考え方とするとそういう方向でどういうふうにできるか、進むかという問題ありますが、ご相談をしながら嵐山農業に取り組んでいくというふうな考え方があります。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) 町長から、私が考えていたのと全く同じような回答をいただきました。そして、今、農業委員のお話が出ました。農業委員会は、本当に一生懸命、今仕事をされています。いろんな提言もされています。農

業委員会がこれからする中で一番大事なことは、農地の集約化だと思います。農地に関しては皆さん愛着がありまして、私の田んぼは私が耕作するのだとか、私の耕作は気に入った人なら貸すけれども、そうでない人には貸したくないよとか、そんなことがいっぱいまだまだ残っているのです。ただ、今、愛着のある農業者がどんどん、どんどん高齢化してきて、こんなことを言っては申しわけありませんけれども、余り愛着のない後継者が今、水田農業の田んぼを継承するような形になってまいりました。この機会をとらまえて、より強力な形で集約化を積極的に進めていただきたいというふうに思います。

3番目の私の質問の中に農政推進員のことがございまして、これにつきましても、町のほうでは既に予算化をしていただいているようでございます。農政の推進員、このことに関しましては、本来であれば農業指導は埼玉中央農協の中に営農指導部門がございまして、そこが最大の力を発揮すればいいのですが、実態はどうもそうではない状況にございます。吉見町にあります比企アグリという関連会社がございまして、そちらのほうで農業の請負仕事等、埼玉中央農協では行っております。ですから、吉見地区、川島地区においては、その機能が最大限に発揮されております。ところが、当町においては、その機能は発揮されておられません。農協は、いち早く広域合併をしまして一本になっております。行政との絡みの中で、まだまだ入り込んでこないようなところがございまして、そこで、農業指導に関しては、百姓と言われる

ようにもろもろのことをしていなければなかなか指導はできません。そのいろんなことを知っているベテランの人が継続して農業指導の業務に携わることができなければならないと思っております。その指導者は、決して正職員でなくていいのかなと思います。指導者には自由度を持たせて、農繁期になったら休日も祭日もありませんよと、いつでも指導ができるという体制にしておく必要があるかなと思います。嵐山町では、嵐山町農業再生協議会や農業者と意見交換会等、農業に関する会議を積極的に進めていただいております。こういったところには、その推進員には必ず出席していただいて、そしてその先頭に立って推進をしていただくと。この答弁の中に、積極的に農政推進員に中心的役割を担ってもらうようにしていきたいと思いますという回答をいただきました。このようなことで、ぜひこれを推進していただきたいというふうに思います。

4つ目の質問の項目のほうに入ります。農業の6次産業化が農業を再活性化する道だと確信をしております。農業生産と加工販売の一体化や、地域資源を活用し、その創出と促進によって雇用と所得を確保するその例として、既に次のように活動を始めています。

直売所においては、総菜を販売していたのは、今までは1組織だけでした。今では、5人の個人の方がお弁当や自家製のお菓子の販売を始めて、売り上げのアップにつながっております。そして、大変貢献されております。

また、私どもが始めた志賀村の市民農園では、都内の方が10名ほど入

園されております。そして、その入園された方々は、当町において野菜苗や種や堆肥や肥料を購入していただいております。お昼には、町内の食堂で食事をしていただいております。たまには夜遅くなったときに、町内の飲食店で一杯飲んでいただいております。

観光芋掘りでは、4年間継続して、新宿消防署少年団が40名ほど当町に芋掘りに参っております。その後、必ずバーベキュー場へ寄って遊んで帰っていらっしゃいます。よそから来る方がお金を落としてくれるのです。

昨年からは農業観光を通じまして、のらぼう菜摘みのツアーを行っております。私は、のらぼう菜部会会長という立場から、農業観光と一緒に企画画面から、最初から参画させていただきました。そのとき食事をどこでとるのか、どうするのかということが最大の大きな問題点になるのです。去年は、コースの計画をしたときに、のらぼう菜を摘んだ後、そば打ちの体験をしたいと。自分たちが打ったそばを食べようではないかと。その後、地元の直売所に行って買い物をして、それからイチゴ摘みでも行ってイチゴを摘んで、イチゴのお土産を買って帰ろうよというコースの中では、ときがわ町、吉見町がそのコースになりました。これは、受け入れ態勢があるからこそ、それが受け入れられたというふうに思っております。

当町でそういった受け入れ態勢を今後組んで、そういう誘致をしていくことが農業者の分野から見ても、観点から見ても、絶対必要であるかなというふうに思っております。そういうパートナーとなるのは、都市住民なのです。

そして、交流による相互理解で新たな独自産業の形成を推進すべきと思っております。その中で、私は、積極的に町では企画立案をして、都市部に営業活動をかけるべきと思っております。その点につきまして、町ではどのような方策が考えられるか、お考えがありましたらぜひお答えをいただきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大変な貴重なご提言だと受けとめております。先ほど来話があります農業の現状というのをどう打開をしていくかということであります。その中でいろいろお話をお伺いしました。そして、6次産業化というのが議員さんのご提言でございますが、これが全国で6次産業ということで取り組んでいるようでございます。残念ながら嵐山ではまだ、話が今ありましたが、本格的なというか、よそから見に来てもらうようなところまでは、まだなかなかいっていないのが現状だろうと思うのですが、そういうのがあちこちのところに出てきています。

それで、先日もちょっと大野議員さんの質問に答えられなくてはと思って勉強に行ってきたのですが、田舎というのはださいとか、農家というのはどうだとか、どこのところに勉強に行ってもだめだとかというようなことで、ちょっと前までは何か勉強に行くというと、都心といいますか、そういうような地域の中心地というか、そういうところに行くのが常であったわけだと思うのです

が、今、逆にそういうほうのところから、関東から四国の、へんぴと言うとちょっとまた語弊が、そういうの達成化されたところなわけですから、そういうところに勉強に行かせていただくとか、長野のこっちのほうに行くとか、ちょっとまだ聞いたことないような名前の町だとか村だとかというところに行くのが始まってきました。それが、6次産業化が始まってからそういうようなところが出てきたということなのですね。

それで、有名なのが、さっきもちょっと言いましたが、葉っぱ産業、葉っぱを一つ、それをまとめてやって村おこしに、もうすごいことになっている。そして、かかわっている高齢者の皆さんが、みんなパソコンで持っていて、それで、リアルタイムに発注が来たやつを、それと行ってとりに行って、あしたの朝までに箱にきちんと詰めていく、時間に送っていく。そういうようなシステムもでき上がって、そういうところを都心のほうというか、どこということないですけれども、勉強に行つてというような状況だという話がありました。これは、ちょっと前からそういうような話がございました。

それで、今、あちこちのところで、そういう形で成功してきているところというのは、さっきもちょっと言いましたけれども、何かのところにこだわっているというのですね。6次産業化で何かをつくったものを、いろんな、そのところで集めて何かをつくって味をつけて出したのだと、なかなか大きな工場をつくって取り組んだところも成功していない、どっちかという失敗をしたというようなところもあるのだという話もありました。何でかといったら、味つけ一つ

するのに、しょうゆがあり、塩があり、いろんなものがあるわけですが、そのところへひょいに行って買ってきて、その塩を使って、あるいはしょうゆを使ってというところは、なかなか成功にしているところは少ない。何かやるのにすべて、塩はどういうものでやると、普通の、そこら、近くのところで手を入れたもの、どう味が違う、このしょうゆで使うとどう違う、何をを使うとどう違うというようなことをやる。そして、実際使う原料にするもの、米、麦、豆、ソバ、いろんなものがあるわけですが、そういうものも、このソバだとどうだとか、だけれども、このところはどうかというようなことがあるのだと。そのところにこだわらないと成功はなかなかいかないのだ。

一つの例がソバで、北海道が生産量が一番なのでしょうか。2番が茨城だとかと言っていました。信州信濃のソバって、信州信濃って言いますけれども、長野は3番目だか何だか、下のほう、もっとかな。だけれども、2番の茨城のソバというのが、皆さんどうかあれですが、茨城がソバそんなにつくっているのというような人が多いのだと。それなので、ちょっとこだわってみようということで、茨城の何とかというところなのですが、そのところでいろいろ、そのところでもソバは幾つもつくっていたらしいのですね、いろんな種類のソバを。だけれども、このソバは、茨城ではこの地域では余りつくられていないけれども、何とかというのでずっとつくられてきて、今はこれが主流なのだとか、こうなのだとかということなのです。それで、どうしてこれがだめになってしまったのだらうと。そういうところにこだわって、これをもう一

度まちおこしに使おうではないかということで、それを、ソバはこれ。それで、つゆ、たれといいますか、そういうものに使うのには何だとかかんだとか、削り節は何だとか、どこのではなければだめだとかというようなことにこだわって、それで一つの物語をつくったというのですね。それで、そののちをつくるそばを打つ人も、地域のところの、地域の中であそこのうちのばあちゃんは、一番うまいそばつくるよというばあちゃんを引っ張り出してきて、なかなか高齢なので、嫌だ、嫌だと言っていたのを何かして、それでいろいろやっていただいて皆さんに指導するような形でありまして、それで、あの人が打ったそばではというふうに昔からなっていたわけですから、そういうような形で売り出して、茨城のソバがちょっと脚光を浴びてきたという、そんな話もありました。

それで、いろんなところがそういうことで、やっぱり何か自分のところで、これとこれとこれがとれるから、それをこうやってやればいいという時代では、6次産業ではないのだと。だから、やっぱりこだわって、こだわって、こだわって、それでやるのだという指導を受けてきました。大野さんには何を言ってもあれですが、何でもわかっているわけですからあれですけれども、そういうような状況で取り組んでいかないと、建物つくってもだめですよという指導というか、受けてまいりましたので、ぜひ6次産業化というのを考えたときに、ちょっと何かこだわる。嵐山町でブルーベリーの皆さんがいらっしゃる。ブルーベリーでジャムをつくる。それをただ、ブルーベリーでジャムをつくる。ジャ

ムをつくるどころ、いっぱい日本じゅうにあるわけです。だけれども、その中で嵐山町のジャムは、あるところのユズのジュース、これがもうとんでもなく、とんでもないほうから、あそこのところのユズは、このところのオレンジジュースはというようなことが起きているわけですので、ぜひそういうような状況下になれないかというふうに今考えております。議員さんおっしゃるように、何らかの突破口がどうかとれないか。そういうものについては、行政のほうでもしっかりいろいろ相談をして、ご指導いただきながら、中で取り組んでいきたいというふうに思っています。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) 今、町長から回答いただいたように、体験できる場所、体験できるところが必要かと思えます。特産品はこれがあるよ、これがあるよ、これがあるよ、だから、これを来て買ってくれよだけでは済まない。それは私も承知しております。町で今取り組んでいる大きな一つの作物として、クリのぽろたんというものに取り組もうという動きをされております。クリのぽろたんがございます。夏にはブルーベリーがございます。春には、のらぼう菜がございます。そういったものを取っかかりとしまして、この嵐山町というものを今後は、私は都内に、東京に売り込んでいく必要があるのかなというふうにも考えております。東武東上線がございまして、板橋区などは全く東上線を使えば一本で当町へお見えになります。小千代山の保全活動の一環で、モウモウ少年団が板橋区の区立エコポリスセンターとの交流があ

るというふうに町のほうからご回答をいただいております。ぜひこういったところをきっかけとしまして、私はいろんな形の中の企画立案をした上で、トップセールスとして町長ともどもぜひそういった形で広報活動に、営業活動に出てみたいという気持ちも持っております。その点につきまして、町長も、私もそういう気持ちがあるよとおっしゃるかどうか、その辺のお気持ちだけお聞きしまして、私の質問はそれで終了とさせていただきます。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 都心のほうにというか、そういうところのトップセールスというお話でございます。全くそういうことにはちゅうちょすることはなく、やれることはやりたいというふうに思っておりますけれども、今も話しましたように、これはこうなのだという自信作を町の中でも、これはちょっと違うのができたよなというようなものを確かにつくっていかないといけないと思うのです。それには、その核となるところを何か考えていかなければいけないかなというふうに思います。

6次産業化のことについては、国の関係省庁でも力を入れているところであるわけで、いろんな助成制度というのも組まれていると思いますので、それらを何かありましたら、そういうものを使ったりとかいうこと、そして、ちょっと余計なことを言ってしまって申しわけないのですが、先日この研修に行って、その研修いただいた教授のその先生です、その先生は全国を講演、

講習、指導して回っている方らしいのです。その方は、言われたのですが、国ではこういうようなことやっているのですよ。6次産業化ではこうなのですよというようなことを言っていましたので、その方に来ていただいているらなご教示をいただいて、それで、何人かだけそれだとだめなのですよ。やはり大勢の人が、さっきの農地の集約ではないですけども、やっぱり大勢の人がそういうような意識を持って、それではこれはどうだ、これはどうだ、これはどうだというような意見をみんなを出して、そのところで、これは取り入れられるだろうかというものを地域の光るものを引っ張り出すのだという話がありました。ですから、そういう先生に来ていただいてご指導いただく、みんなで意見を聞くというのも取っかかりの中ではいいのかな、そんな感じもいたしております。議員さんおっしゃるように、トップセールスという話ですが、どこへでも何でも言っていただければ行く覚悟はありますので、使っていただければというふうに思っています。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) 町長のかたい決意、お聞きしました。ここで私の質問は終了とさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○長島邦夫議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席

番号 13 番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の子供の貧困への対応からです。どうぞ。

〔13 番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13 番(渋谷登美子議員) それでは、13 番議員の渋谷ですけれども、質問書に従って質問していきます。

まず、子供の貧困への対応ですけれども、(1)として、子供の貧困は世代間連鎖があり、少子化時代においては嵐山町の子供の貧困への対策は次世代のまちづくりに不可欠である。町の現状について聞く。ア、乳幼児の子供の貧困状況の把握と対応、イとして、小学生の子供の貧困状況把握と対応、ウとして、中学生段階での子供の貧困状況と対応、エとして、中学校卒業時での子供の貧困状況と対応についてお願いします。(2)ですけれども、その中で乳幼児健診を受診しない母子・若年の父母への対応を伺います。

(3)として、小中学校の学級崩壊の状況と課題を伺います。

(4)として、不登校の子供の家庭課題の把握を伺います。

(5)として、虐待、DVの通告、相談の現状と課題を伺います。

(6)として、これちょっと間違えていますので、貧困率はというところがありますけれども、それは 12.8%というふうにしてください。子供のいる現役世代の貧困率は 12.8%、とりわけ母子家庭の子供の2人に1人は貧困との報告があります。女性への就業支援、精神的サポート、ネグレクト傾向に

ある家庭への子供のケア、食事や健康などへの支援を伺います。

(7)として、ひとり親家庭へのファミリーサポート事業の周知徹底と利用に当たっての課題を伺います。

(8)として、学力の階層格差についてはPISA、これはもうご存じのとおりで、OECDの子供に対しての読解力等へのテストなのですけれども、それで明らかになってきました。そして、学力格差を縮小し、貧困の連鎖を断つために、小中学校ないしは公共施設における放課後、土日の無料塾の開催、無料塾の指導は無償でもいいのですが、有償ボランティアで行う制度の創設を提案する。検討を求める。

以上についてご回答をお願いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)のアからエについて、内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、質問項目1の(1)のアにつきましてお答えいたします。

子供の貧困問題への対応ということですが、厚生労働省の状況把握についてお話ししておきたいと思います。

貧困の定義には、生存に最低限必要な衣食住という物差しではかる絶対的貧困の考え方と、その社会の構成員として当たり前の生活を営むのに必要な水準、言い換えれば健康で文化的な最低限度の生活ができるかどうかを基準とする相対的貧困の考え方がございます。厚生労働省で実施した

平成 22 年、国民生活基礎調査における貧困に関する指標として、OECD（経済協力開発機構）の計算に基づき、相対的貧困率を公表しております。

これによりますと、平成 21 年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は 112 万円、これ実質値となっております。相対的貧困率（貧困線に満たない世帯員の割合）は 16% となっております。また、子供の貧困率（17 歳以下）は 15.7% となっております。子供がいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子供がいる世帯）の世帯員について見ると 14.6% となっております。そのうち大人が 1 人の世帯では 50.8%、大人が 2 人以上の世帯では 12.7% となっております。

こうした指標等から、ひとり親家庭と、大人 1 人で子供を養育している家庭が特に経済的に困窮しているという実態がうかがえます。

ご質問にあります乳幼児の子供の貧困状況の把握と対応ということでございますが、こども課として乳幼児のいる世帯の世帯状況等を調査し、貧困状況を把握しているものはございません。しかしながら、国の調査でもございますように、子供の貧困率、17 歳以下の子供のいる世帯は 15.7% という数字が出てございます。仮に嵐山町の子ども手当の受給世帯、15 歳以下の子供のいる世帯は、平成 24 年 1 月時点で 1,266 世帯ございますので、この貧困率で試算すると 198 世帯が貧困世帯ということになります。

ただ、低所得イコール貧困というわけではありません。例えばマイクロソフトの創始者であるビル・ゲイツが 1 年間仕事をしなくても、所得がゼロであ

っても、決して貧困ではありません。彼は既に膨大な貯蓄があり、家も車も必要なものすべてがあって、何も買わなくても生きていけると思います。ですから、所得をベースにしたこのデータだけでは貧困世帯を特定するには問題もございません。別の視点から見ますと、子供の年齢が小さいほど貧困率が高くなる傾向があります。これはもちろん日本の年功序列制度や諸制度の影響で、大体親の年齢とともに所得も上がってきていますので、乳幼児のいる若年世帯では所得も低いため、こういった傾向になることも想像できます。子供の貧困を解消するための対応としましては、一番大きな政策は母親の就労促進になります。そのためには、働いている間、お子さんを預かれる保育所が十分であり、母親が働ける環境をつくるということになります。嵐山町でもこうした環境を整えるため、今後も対応してまいります。そのほかには、児童扶養手当、子ども手当及びこども医療費等になっております。

続きまして、イの小学生の子供の貧困状況ですが、乳幼児と同様に小学生の子供についても、こども課として世帯の所得状況等を調査し、貧困状況を把握しているものはございませんが、要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給を受けている児童の割合は、全児童数の 8.9%という状況です。対応につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費、児童扶養手当、子ども手当及びこども医療費等となっております。

続きまして、ウの中学生段階での子供の貧困状況については、要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給を受けている生徒は 9.8%という状

況です。対応につきましては、小学生と同様になっております。

続きまして、エの中学生卒業時での子供の貧困状況とのことですが、近年の進学率を見ますと、平成 21 年度が 99.4%、平成 22 年度が 99.3% という状況で、貧困等経済的理由により高校へ行かずに就職したという例はございません。また、学校における進路指導の中で、経済的理由により進学が困難な方につきましては、嵐山町奨学資金貸付基金制度がございますので、利用するよう指導しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(2)について、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

平成 22 年度の乳幼児健診の実施状況を申し上げますと、3、4カ月児健診では、対象者 103 人に対しまして、町での健診受診が 93 人、医療機関での受診が 10 人で、全員が受診をしております。

次に、9、10 カ月児健診では、対象者 126 人に対しまして、町での健診受診が 108 人、医療機関受診が 10 人、保健師による訪問が 8 人で、全員の把握ができております。

1歳6カ月児健診では、対象者 143 人に対しまして、町の健診受診が 117 人、医療機関受診が 6 人、訪問が 15 人で、残り 5 人が把握ができない状況でございました。

3歳児健診では、対象者112人に対しまして、町の健診受診が104人、保健師の訪問が3人で、5人の把握ができていない状況となっております。

しかしながら、その時点で把握できなかったお子さんについても、翌年度以降に入って訪問等で全員の把握を行っております。

町で実施している健診につきましては、特に費用負担がございませんけれども、子供の年齢が大きくなるにつれて保護者の就労等による受診率が落ちたり、第2子、第3子の場合は、第1子と比べて受診率が下がる傾向にあります。また、母子家庭ですとか、若年の父母家庭につきましては、虐待や育児放棄などにつながるケース率が高いことから、特に気をつけて訪問等による把握に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目3、4について、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 私のほうから(3)の小中学校の学級崩壊の状況と課題とありますが、議員さんのほうから小中学校とありますけれども、学級崩壊は、国及び県の定義、それによって報告事項は小学校でありますので、その上でお答え申し上げます。

埼玉県で小学校817校、そのうち学級数は1万2,603学級ある。22年度に学級崩壊は45学級です。ですから、0.35%という状況です。嵐山町は昨年度学級崩壊の報告はなしでありますけれども、予防的に兆候が見られて対応させていただいたのが1学級ございます。

2点目、それらの要因というか、原因でございますけれども、一つは子供自身に関する課題、2点目は教員の指導に関する問題、3点目は家庭、保護者との連携する問題、この3つがございます。今後の課題というか、課題イコール対応策になると思うのですけれども、今問題を3点申し上げた、その裏返しになると思うのですけれども、1つは、学校とすれば一人一人に行き届いた教育をします。一人一人の子供が居場所のある、主人公となる場をセッティングをして、なおかつ学級、それから生活の集団としての機能をしつかりさせるための規律、善悪、そういうことをしっかりしていくと。これが1つであります。

2つ目は、家庭との連携ですけれども、いろんなご家庭があります。その学級の崩壊が発生する要因は幾つも挙げられますけれども、それが複合的に幾つも重なって起こる場合があります。いろんなご家庭があります。したがって、各家庭の状況を把握すると同時に、いろんな保護者からの相談を積極的に受け入れていくという、こういう体制。

3点目は、学級は1人の担任が持つものですから、特に小学校。ですから、問題行動が起きた場合には、組織的に全教職員が一致団結して対応する。チームティーチングであるとか、複数の担任がそこにかかわるとか、そういうことが課題ではないかと思えます。

続きまして、(4)の不登校の子供の家庭状況の把握ですけれども、まず1点目、不登校の発生状況について最初にお話し申し上げます。

嵐山町では、平成 20 年度において不登校の定義による数ですけれども、小中学校は 18 名、21 年度は 20 名、22 年度は 24 名、これについては議会で毎年、教育委員会の事務点検評価書によって公表をさせていただいております。昨年度が一番多かったのが 24 名ですが、今年度は、あともう3月ももう少しですので、今のところ、おかげさまで激減しまして、24 名から 13 名減少しまして、小中合わせて、おかげさまで 11 名になりました。

不登校の要因となったきっかけ、これもまた学級崩壊と同じようにいろいろな要因がございます。無気力であるとか、体調不良であるとか、情緒的な混乱であるとか、友人関係をめぐる問題であるとか、遊び、非行だとか、親子関係とか、急激な家庭状況の変化等々、これも1つ、2つ重なって起きる場合がございます。

嵐山町で、先ほど 11 名と申し上げましたけれども、これもやはりいろいろなタイプがございますが、大体トータルしますと無気力、体調不良、遊び、非行等による、いわゆる怠学、怠け学というほうの怠学、傾向が強うございます。経済的な理由によって学校に行けない、行かないという、そういう理由で不登校はございません。

以上です。

○長島邦夫議長 次に、小項目5から7について、内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、質問項目1の(5)につきましてお答えいたします。

今年度、1月現在の虐待等の相談件数につきましては、擁護相談のうち児童虐待に関する相談が12件、その他の相談が12件、また障害に関する相談が1件、非行に関する相談が1件、育成に関する相談が3件、その他の相談が5件、合計で34件ありました。傾向としては、母子家庭世帯、またはそれに準ずる世帯、特に離婚後に転入してきた世帯の相談が増加しております。また、母の知的、精神的要因による育児能力の低さがネグレクト傾向に影響を与えるケースも増加しております。

課題といたしましては、相談内容についてケースごとにその問題が異なるため、さまざまな関係機関との連携が必要となること、またハイリスク要因のある方をいかに早く発見し、サポートできるかが課題ではないかと考えております。このため赤ちゃん訪問や乳幼児健診などの時点で、関係課や関係機関と連携を図ることも重要であると感じております。

DVの通告につきましては、DV防止法の中で配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター、または警察に通告するよう努めるものとしています。その家庭に児童がいる場合には、警察から児童相談所に通告が入り、児童相談所から町に支援の協力依頼が入るケースがございます。その場合には、児童相談所等と連携をしながら対応に当たっております。

続きまして、質問項目1の(6)につきましてお答えいたします。相対的貧困率等につきましては(1)でご説明いたしましたが、こうした指標からひとり

親家庭と大人1人で子供を養育している家庭において、特に経済的に困窮しているという実態がうかがえます。ひとり親家庭への支援といたしまして、厚生労働省では、母子家庭等対策として母子及び各福祉法等に基づき、子育て生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開しております。特に平成23年度まで特別対策として安心こども基金を活用し、高等技術訓練促進費の支給期間の延長等、母子家庭の母の就業支援等の充実を図っております。さらに、平成22年8月分から父子家庭の父にも児童扶養手当を支給し、最初の支給時期は平成22年12月、ひとり親家庭の自立支援の充実を図っております。町といたしましては、こうした国の制度を活用した就業支援を図っていきたいと考えております。また、精神的サポート、ネグレクト傾向にある家庭への子供のケアの支援につきましては、健康いきいき課との連携を図りながら、乳幼児健診や子育て相談などの個々の相談の中で最適なサポートができるよう努力しております。

続きまして、質問項目1の(7)につきましてお答えいたします。ファミリーサポートセンター事業につきましては、平成22年度4月から始まった新事業ということもあり、町の皆様へ広く情報が届くよう、さまざまな機会をとらえ、広報をしてまいりました。

これまでに実施した広報活動でございますが、1つ目が、町広報への掲載、これは4月、6月号の2回行っております。2つ目に、保育所、学童保育

室を通じ、保護者へのパンフレットの配布を、これ4月に行っております。3番目に、窓口でのパンフレットの配布、健康増進センターでの健診時、こども課窓口で配布しております。4番目に、こども医療費支払い通知にパンフレットを同封しております。これ、6月と12月に行っております。5番目に、制度の説明会、会員を対象に5月に町民ホールで実施しております。6月には若草保育園で行っております。以上のとおり、実施してまいりました。

ひとり親家庭への特別な広報活動はしておりませんが、こども課窓口にて育児相談に来られたときにはファミリーサポートセンター事業についての説明もしております。

また、利用に当たっての課題でございますが、第1点目としてサポート会員の人数の問題がございます。ファミリーサポートセンター事業は、安心して子育てができるように子育てのお手伝いをしてほしい方、利用会員と、子育てのお手伝いをしたい方、サポート会員が会員となって、双方の合意のもと、お子さんの預かりを行う会員組織の有償ボランティアの活動です。そのため利用会員とサポート会員の合意がなければお預かりすることができません。会員の方のライフスタイルによってさまざまな利用形態があり、十分に対応するためにはサポート会員の方の理解と協力が不可欠です。幸いにして、現在嵐山町で活動しているサポート会員の方は、皆さん熱心に対応していただき、非常に心強く思っております。しかし、利用会員の方のニーズによっては、現在のサポート会員の人数ではサポート会員の方の負担

を重くしてしまう場合もございますので、さらにサポート会員の方の人数が必要であると考えております。

第2点目として、利用方法についての問題でございます。4月から12月末までの利用実績を見てみますと、子供の預かりが117件、送迎が153件、病児・病後児の預かりが11件、緊急の預かり48件ございました。利用者の実人数は12人ございました。また、利用時間でございますが、4月から12月までの9カ月で延べ1,176時間でございます。利用者ごとに見ると、一番利用が多い方で延べ601時間、月平均66時間、1日平均2時間の利用でございました。利用実績から見ると、恒常的、毎日サポートを利用する方の利用方法に問題があると感じております。安易にサポート事業を利用することで、本来保護者としての果たすべき役割を果たしていないのではないかとされるケースがございます。利用方法につきましては、あくまでも利用会員とサポーターの方の合意でございますが、本来保護者としての役割までもサポーターの方が引き受けてしまうことがないよう、十分に注意する必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(8)について、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 最後、(8)番ですけれども、経済格差、学力格差云々のご質問でございます。

まず、基本的な立場、考え方としては、家庭の経済状況にかかわらず、

だれもが安心して教育を受けられるという環境を整えるということがまず基本であろうかと思えます。しかしながら、恐らく渋谷議員さん、これからご指摘があるとは思いますが、近年の経済状況、それから家庭のそれぞれの経済格差等考えてみますと、今後教育を受ける際の費用をだれが、どのように負担するかということが大きな課題になってくるのではないかと。収入によって子供たちの学力と進路が決定される、定まってしまうということは、やっぱり格差の固定化とか世代間の連鎖、これが固定化してしまうというおそれがある。そういう中で、やっぱり多くの子供たちの潜在的な、次世代を担う子供たちの潜在的な能力とか可能性を引き出す場面がなくなってしまうのではないかと。ひいては、国づくりに大きな影響を与えるのではないかと。懸念、これはどなたも思うことではないかと思えます。

そういう中で、子供の学力と経済状況ということですが、1つは、渋谷議員さんお話にあった国際的な学力調査であるOECDを行った調査と、それから日本全国の規模で行っている全国学力状況調査があります。その結果からは、いろんな報告がされていると。その中で、1つは、前段として、日本全体で就学援助を受けている子供たちの数がふえているというのが1つ、それから嵐山町も全く同じ状況であると。こういうことを前提に立ったときに、学力状況調査の結果がそういう経済的な状況とどうかかわってきたかという、1点は、就学援助を受けている家庭が多い学校は、そうではない学校と比べて平均正答率が高いという傾向があると。それから、世帯の収入

額の高いほど平均正答率が高い。さりとして一方では、それにかかわらず、そのばらつきがさまざまであって、逆に高い学校もあるということ。それから、学校外での子供にかかる教育投資が高いほど正答率が高い傾向にあると。しかしながら、これもさりとして親の子供の接し方、態度、行動、しつけ、かかり方によって学力が関係あると、こういう報告もあります。一方、OECDの、これ 15 歳の子供を対象にした調査ですね。これは3つのカテゴリーでやったやつですけども、こういう近年特徴がある。日本の子供たちの学力については、かつてと違って高位層、高い位置と、中位層が減ってきたと。そして、低位の層が逆に増加しつつあると。こういうのが1つであります。そのこともやはり経済的な状況と関係があるのではないかという指摘がなされています。基本的には、こうした教育に関する、貧困に関する負担をだれがどうするかと一番先に申し上げましたけれども、やはり私は、基本的には社会全体、国全体が責任を持って保障していくべきだろうというふうには基本的にこれ考えています。日本の教育投資には、私費投資と公的な投資がある。その2つを合わせたあれが、国内総生産に占める教育投資の割合って、日本はOECDと比べて低いのですよね。さらに、公費の負担率というのも、やはり世界各国と比べて非常に低いと。片や少子化が続いている。これは、日本だけではなくて世界全体がそうですね。その中で、世界各国は少子化にかかわらず教育投資が、公的な財政支出がふえている。片や日本は、少子化にかかわらず横ばいである。さまざまな事情等があるのだろうと思いま

す。

そういう中で、だれがどう負担するのだろうかということでもあります。基本は、家庭の経済力にかかわらず、子供たちがひとしく教育を受ける権利、これが保障されると。そういう意味で、渋谷さんが1つのご提案として、学力格差を縮小し、貧困の連鎖を断つために放課後等で無料塾、有償ボランティアやっているように、制度の創設をというの是一个のアイデア、考え方だと思います。しかしながら、教育委員会という立場からすると、やっぱり義務教育を所管するところと言えば、貧困の子供、しかも学力を特化してこういう制度というのはなかなかできにくい。教育委員会の立場とすれば、学校教育において一人一人のどんな子供にも目が行き届くために、国や県に対して私も教育長会も毎年要望しているのは教職員の増員であります。それから、学校施設設備の援助の拡大であります。それから、就学援助制度の増費拡大であります。これが私どもが進めていることでもあります。貧困の連鎖を断ち切るというには、1つのご提案だと思いますけれども、根本にこの貧困の格差をなくすためには、やっぱり教育だけの問題ではなくて、医療、福祉、雇用、就業支援、ひいては男女共同参画、さまざまなトータル的な国策として、やっぱり私は対応しなければいけない課題でないかなというふうに感じています。貧困と子供の学力について、考え方だけをまず述べさせていただきました。

以上です。

○長島邦夫議長 暫時休憩をいたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時50分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の一般質問を続行いたします。

それでは、質問事項1の子供の貧困への対応について、再質問をどうぞ。

渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 日本自体が子供の貧困ということに対して対策がとてもおくれている、イギリスやアメリカなどと比べてもとてもおくれているということで、子供の貧困をどのようにしてとらえるかという指標が今ないような状況なのだなというふうなことがお答えを聞いてわかったのですけれども、母子家庭、父子家庭、そして児童扶養手当の家庭というのがある程度わかるかと思うのですけれども、特に乳幼児のことが全然わからないので、その点について年齢的な形でわかるようでしたら伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長さん。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、お答えします。

嵐山町内で児童扶養手当を受給している世帯が 155 世帯ございまして、ご質問の未就学児の対象人数なのですけれども、まず未就学児が 849 人

おりまして、そのうちゼロから6歳で児童扶養手当を受給世帯は20世帯で
ございます。それで、子供が1人とは限りませんので、第2子がいたり第3子
がいたりということで、その20世帯で41人の子供さんがいます。受給率と
いうか、子供が849人からの割合にしますと4.8%という状況です。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) わかりました。今後なのですけれども、どんど
んこれからひとり親家庭もふえていくと思うのですね。離婚家庭が入ってくる
ところで、転校でも学童での学級崩壊とかそういった問題が出てきましたけ
れども、こういった指標を、嵐山町とか埼玉県でもそうなのですけれども、あ
る程度基準になるようなものをつくって行って、そしてどのように対応してい
かという政策をつくっていかざるを得ないと思うのですけれども、そのような
指標として仕方がないですね。母子家庭、父子家庭、児童扶養手当の数と
いうふうな形で、年齢ごとに出していくというふうな形のことができるでしょ
うか。全体的に埼玉県とか国とかでそういったものをつくって、そして各、比較
ができるような形になればいいと思うのですけれども、今のところないような
形、伺っているとないみたいなので、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 何と答えたらいいのかわからないのですが、端的に申し

上げて、すぐはできないと思うのですよ。やらない、やっていない、現状できていない状況というのがわかっていると思うのですよね。しかし、それをやらなくても、数字をつかまなくても何かで対応しているのだと思うのですね、おっしゃるところは。だから、改めてそういうものがなくてもどうにかなっているのだと、係とすれば。それで、そののところに何かの予算がどういう形で流れているか、流れていないか。あるいは場所によっては必要なのか、必要でないのかということになっていると思うのですよ。ですから、改めてそののところにをあぶり出してみても、国で予算はつかないでしょうし、当然県でもつかないでしょうし、嵐山町にも流れてこないような状況だと思うのです。ですから、視点がちょっとどうなのかな、違った形での切り込みというのか、そういうことであると何かのところにカスっているものがあるのかなというような感じがするのですが、現状ではちょっと答えようがありません。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) これは、今まで子供の貧困というものを日本自体が対応してこようとしなくて、やっとこのところに出てきて、イギリスやアメリカ、いわゆるEU諸国から比べると20年は確実におくられているという段階の問題なので仕方がないのですけれども、そうすると、これに関して言えば、とりあえず嵐山町は特別児童扶養手当と母子家庭と父子家庭の年間的なものを出していくしかないのかなというふうに思うのですけれども、次世代育成行動計画についても、そういった指標で物を見ていくというふうなものな

いのですね。少子化計画というものの対応で子供がいかに幸福に生活をするかというふうな視点がないので、その部分を何らかの形でちょっと次世代育成計画の中でもう一回、これ後期計画だから、次に使うときにはそういった視点も出てくるべきかなと思います。その点については、次の課題にさせていただきます。

2にいきます。乳幼児健診を受診しない母子、若年の父母への対応なのですが、これについては、何世帯かあるわけなのですけれども、10カ月までは全部把握していて、1歳半健診と3歳児健診で残っているということなのですが、これは保護者の就労、あるいは最初の子供ではないという形で、特別にお母さんが問題に感じないという子たちでいらっしゃるというふうに思うのですけれども、今、子供の貧困への対応として言われているのは、ヘッドスタートといって、乳幼児のときの支援が一番とても重要になってきているというふうに言われています。ですから、これに関しては、乳幼児健診ではある程度家庭の状況がわかるわけですよ。乳幼児健診において経済的に厳しいかどうかはわかってくるか、わかってこないのかもしれないのですけれども、そういったヘッドスタート的な部分の基準というか、チェックができるような態勢がとれるでしょうか。その点を伺いたと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大変これ難しい話だと思うのですね。というのは、今大き

な流れというのは、日本のこの25条だと思っておりますよ。25条を基準にして、それで生保だとかいう形に流れてきてセーフティーネットというところに、それで法の体系がつくられているような気がするのです、私は。ちょっと不勉強でわからないところ多いですけども。そうすると、その中の、今おっしゃる貧困ということをクリックアップするということではなくて、その中で生保にどうなのか、要保護、準要保護はどうなのかということにつながっていつているのが今の法体系の中ではないかなと思っているのですが、ちょっとスポットの当て方が違うのかなという感じがするのです。どうでしょう。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 子供のうちの7人に1人が貧困である、そして母子家庭のうちの2人に1人が貧困状況であるというのが今言われている現実ですよ。それに対して国がなかなか対応できていなくて、一番最後の問題になりますけれども、男女共同参画でも貧困にどう対応していくかというのが今の課題になってきています。それに対応するために、せめて乳幼児健診である程度、子供を、ヘッドスタートというふうに言うらしいのですけれども、イギリス、アメリカでやっているのは、そのところで集中的に福祉ケアをしていくことで子供をある程度の教育水準のところに持っていけるので、連鎖が解決するというふうになっていますので、そのところの乳幼児健診の中でチェックできるかどうかと、それに対してヘルプが必要な家庭であるかどうかが見きわめられると、その1つの一歩、7人に1人の子供の

貧困を、貧困から来る次の連鎖をサポートすることができるので、そのようなシステムができないでしょうか。チェックが何らかの形でできて保育園なりなんなりの形が進められると、それはよいのであると思うのですが、その点についての健診のあり方でそれができるでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 細かい健診においてそういうものがチェック、わかるかどうかというのは担当の課長さんに答えてもらいますが、今言ったように、平均年収の半分以下がどうだとかという貧困率の出し方というのは、基本はもう25条で、それで最低限度の生活というのはどこだということをやって、そのところで要保護、準要保護、生保というラインが出てくる。そういうものの中ですべてが来ているとなると、今言ったように全く違ったスポットの当て方で、健診のときにこのところの家庭はちょっと生活に困っているのではないのでしょうかというようなことというのは、何を基準にやるのか。私とすると、ちょっと、さっき言ったようにスポットの当てる部分が違うのかなという感じがするのですが、担当のほうの検査の状況のところからちょっと話を聞かせていただきます。

○長島邦夫議長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 乳幼児健診で子供の貧困や何かのチェックができるかどうかということですが、乳幼児健診は基本的には、嵐山

町の場合には健康増進センターのほうに子供さんを連れてきていただいて
集団で健診をしている状況なのですね。そういうふうにしますと、家庭を見て
というふうな形ではありませんので、その状況だけではなかなか難しいかな
と思います。

ただ、今おっしゃっている乳幼児健診のほかに、生後4カ月までに新生
児訪問というのがございまして、赤ちゃん訪問やなんかがあるのですけれど
も、そういった中では各家庭に訪問させていただきますので、ある程度のこ
とは把握ができるかなというふうに思っております。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうしますと、こんにちは赤ちゃん事業、今、嵐
山町は全お子さんに行くわけですから、そのところである程度見ておいて、
そしてちょっと危ないかなという家庭というのはちょっとどんなふうな基準を
持っていけばいいかわからないのですけれども、ある程度サポートができる
ような体制につくっていただければ、それで今の日本の現状では25条とい
うより経済的な支援が中心になっていますから、市町村は経済的な支援で
はなくて別の形の支援をするわけですから、その部分もできるわけですか
ら、その部分のチェックをできるような何らかのものをつくっていただけれ
ばいいと思います。

次に、3番目ですけれども、小中学校の学級崩壊の状況と課題というこ

とですと、これですと小学校だけで今回はなかったという形で、予防的に1学級だけあったということですが、私がいろいろな形で聞いているのは、やっぱり聞いているとかなりネグレクトというか、母子家庭、貧困の家庭になる家庭が原因のところも結構あるのかなというふうに聞いています。そこについての教師の対応、教師の見方ですよね。担任の先生の見方と、それから学校長の見方というのは、そこら辺の斜めに構えた部分というのですか、子供の家庭のほかに斜めに学級崩壊、関係性だけでなくとらえた見方というのは今はできているのかできていないのか伺いたと思います。特に非行に関しては、その部分もあるかなと思うのですけれども、怠学の問題もあるということですが、怠学の問題は結局何らかの形で親に対してのサポートが必要だからということで、怠学がその次の貧困になっていくわけですよね、貧困の連鎖でいきますと。その部分についての考え方を伺いたと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 今の学級崩壊の面と不登校の面が一緒にということではよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○加藤信幸教育長 学級崩壊の定義は、国、県が定めたのは、通常の学級担任による指導では学級の規律が乱れて立ち行かない状況がある一定

期間継続した場合、おおむね2～3週間以上という、これに沿っては嵐山町はありませんでしたと。県の45学級には入っていません。ただ、一部の子供の影響で付和雷同して、学級がいつとき混乱した状況がありましたよと。それは、組織的な対応によってすぐおさまりましたよということでもあります。

では、校長や担任の見解、いろいろあるだろうということですが、学校は一致団結しておりますし、この定義に向かって共通した行動をとっています。その一つは、やっぱりさっき申し上げた家庭との連携というのがあります。それから、教員の指導力というのもあります。学校全部で対応する。渋谷さんがおっしゃるのは、こういう子供と貧困、それから、さっきの不登校の原因と貧困が関係あるのではないのでしょうかということですが、嵐山町の現状としては貧困イコール不登校とか、貧困イコール学級崩壊の大きな要因ではないということだけは確かであります。不登校についてもさまざまなご家庭があります。結果として母子家庭の、あるいは就学援助を受けている家庭もある場合もあります。しかし、学校の対応としては、貧困であるとか云々であるとかということは第一義的ではありません。どの子についてもそういう問題が起きたら、ひとしく同じ対応をしましょうということで行います。校長や教頭の不一致云々というのはございません。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) では、4番は結構です。

5番目にいきますと、これは虐待、DVの通告という形であったわけです

けれども、離婚後に転校してきたとか、そういった問題で、離婚家庭に多いというのが相談家庭等というふうな形になっていたと思うのですけれども、これについて虐待、DVに関しては、サポートがかなりしっかりしていないと子供の貧困にすぐつながっていくと思うのですけれども、それについてのサポートは、すみません、もしかしたらこれ伺っているのかもしれないのですけれども、一般的なことと、それから嵐山町のことと、それから日本全体のこと、一般的なこと、厚労省のとらえ方とかいう形であったと思うのですが、それについて言えば、嵐山町ではそういった形に関してはどのように対応しているかということは伺ってはいるのでしようけれども。虐待で実際にDV、DVは嵐山では10件ぐらいの家庭があるというふうには聞いておりますが、その点で、子供に関する相談でサポートしていくというふうな形はあったのでしょうか。もしかしたら再質問で、前回聞いているのだったら失礼ですけれども。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えします。

先ほどちょっと説明したのですが、児童虐待に関する相談ですけれども、12件ございました。虐待の中で身体的な虐待についてはございません。ほとんどがネグレクト関係という状況でございます。その対応につきましては、嵐山町要保護児童対策協議会というのがございまして、その関係する機関で、児童福祉関係では児童相談所、それから福祉事務所、それから民生児

童委員協議会だとか、主任児童委員さんだとか、あと保育所だとか、あと社会福祉協議会、それから子育て支援センター、育児支援相談員さんだとか、それから保健医療関係では比企医師会、あと保健所等と、警察も入りまして協議して、その子供に合った対応をするようにしております。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうすると、子供に合った対応という形で、ネグレクトなのに具体的に子供に食事や衣服とか、それからお風呂に入っていくというふうな対応がないと、またクラスの中でいろいろ浮き上がってきたりするわけなのですけれども、それについては適切な対応をなさっているというふうな形で考えているのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 そうです、はい。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) わかりました。そのままですけれども、それは継続的に観察しているという形で考えてよいということでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 継続的に観察しております。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) わかりました。

では、次にいかせていただきます。ファミリーサポート事業がとても重要になってくるかなと思ったのですけれども、ファミリーサポート事業の使い方
に課題があるということで、これ私はひとり親家庭に関して言えば、おうちに、
父子家庭の方も母子家庭の方も、学童保育の後も多分子供が一人になる
ことで非常に厳しい状況になるので、一定程度の方がケアをするという形で
ファミリーサポートサービスはとても重要であるなと思っているのですが、特
に課題があるというふうな形で、12人の方が1,176時間使ったということ
は、12人の方が1,176時間というのは決して多い時間ではないかなとは思
うのですけれども、それについて嵐山町では非常に難しいような、接し方
として難しいというふうに考えられるような、もっとあってもよいのかなとい
うふうに思うのですけれども、その解釈はどのようにお考えになるでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 一応、私のほうも一応事業の内容を説
明して、より多くの方にご利用していただくように今後も広報のほうを進めて
まいりたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうしますと、12人で1,176時間というのは決して多くなくて、もっとサポーターがいると多くの方が使えるというふうに考えて、使っていくための広報化をしていくということで、サポーターの数に合わせてもう少し子供への、ひとり親家庭や問題のある貧困の家庭の方へのサポートはできるというふうに考えていいわけでしょうか。

○長島邦夫議長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 サポート会員と利用会員の相互の合意のもとにする事業ですので、サポート会員の方にももっと、今現在20人でございます。もっと多く会員登録していただいて、いざ利用したいという場合にはすぐ対応できるような形にしたいとは思っています。ただし、先ほどちょっと課題のところでも申し上げましたけれども、2人の方が、特定の方がちょくちょく使っているというか、すごくいっぱい、大半を使っているような状況にございますので、この点につきましては、今後、今現在、母子家庭については負担金無料なのですね。個人負担が無料なのですけれども、これ4月以降は、母子家庭についても負担があるような形に変更したいと思っています。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 私自身は、母子家庭の方が1時間幾らになるのかわからないのですけれども、そうすると使いにくくなった場合に、例えば

夜も使わなくてはいけない、お子さんを一人にしていなくてはいけないときに、あるいは子供の食事のケアができないときにそういった形のことを使うのが難しくなってくるという、貧困の場合はそういうふうなことがしばしば問題になってくるわけなのですけれども、その考え方なのですけれども、特定の方というふうにして考えていくのがよいのか、1時間100円とか200円になったときに嵐山町の負担が少し減っていくわけなのですけれども、その部分で親の問題なのか、子供の問題なのかわからないのですけれども、子供のほうへの支援がやりやすくなるというふうなことはないでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 子供のほうへの支援がやりやすくなるということですか。

○13番(渋谷登美子議員) すみません。もう一度言います。特定の母子家庭の方がよく使われるということなのですけれども、いろいろあると思うのですが、問題があることはあると思うのですが、金額が100円なり、今まで無料なものが100円なり200円なりになったとしますよね。そして、そこで、そのことによって子供へのサポートができなくなるというふうな状況になることが問題であると思うのですけれども、そこはクリアできる、ひとり親家庭に関しての金額を上げたことでその課題というのは解決できると見込んで、ひとり親家庭にも無料から負担金をいただくというふうに見るということでよろし

いのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えします。

今、実際にこのファミリーサポート事業、埼玉県でもかなりの市町村が始めてきているのですけれども、ちょっと今、手元にちょっと何件かはあれなのですけれども、補助金を出しているところ自体がまだ少ないのですよね。そういう面では、嵐山は補助金を出しておりますので、ほかの市町村に比べたらいいのかなと思っています。確かに、たとえわずかでも個人負担があるということになると、そういう大変になる世帯も出てくるかと思えますけれども、幅広く広報して、幅広い方がご利用いただくように今後も進めてまいりたいと思えます。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) わかりました。では、無料になったときに、ひとり親家庭の方が使いにくくなったらまた問題が出てくると思うのですけれども、そうではなくて広く使えるというふうな形もまた一つの方法だと思えますので、それは今後のもう少し様子を見てから、また伺いたいと思えます。

次なのですけれども、階層格差についての問題なのですけれども、学力の格差があることが一番、次の貧困の連鎖につながっていくわけなのです

よね。今の教育長のお話だったら、学校でできることをやっていくということで、学校教員の増員とかいろいろお話があったわけなのですけれども、今の現況の中で学校教員の増員はなかなか難しいわけですよね。そして、就学援助費の拡大も、嵐山の場合は今回、1年間、中学生には2万円、子供には1万円上げると、支援をすることで少し違ってくると思うのですけれども、実際にはこれでは子供、どういうわけか私もわからないのですけれども、教師の力が弱くなってきているのかわからないのですが、塾に行かないともう公立の高校には入れないのだよというふうに聞いてしまっているのですね。本当にそんな状況になっているのかどうかがわからないのです。実際に母子家庭の方から、これは本当に、もう塾に行かせないと公立の高校には入れることができなかつたらろうというふうに言われたときに、やはり難しい問題があるなと思うのですけれども、私もそもそも子供の進学のために塾をやるということ自体に問題を感じているのですけれども、そうせざるを得なくて、そして、そうしないと公立の学校に入っていけない。今は高校無償化になっていますから多少は違ってきていると思うのですけれども、そのような状況の中で貧困の連鎖があるわけですよね。私は、特に放課後子ども教室は、今、嵐山町では1カ所でやっていますけれども、各小学校で行い、そして玉ノ岡中学と菅谷中学では、それぞれに何らかの形で学校で放課後の授業、支援というのですか、ちょっとわからない子供たちを支援するような場があったら本当はいいのだらうなと思うのですけれども、今行われているのは七郷

小のふれあい塾が何とかそれがありますけれども、菅谷小学校と志賀小学校にはそういったものは全くないわけですよ。放課後、子供に対して何らかの形で子供の生涯学習的なサポートをするというふうなことができていません。中学は、特に菅谷中と玉ノ岡中でもそれはなくて、小学校、所得格差によって学力格差がはっきり出てくるのは、小学校6年生だというふうに出ています。小学校6年生の段階になる前に、九九だとか分数だとか、そういった最低限度のものが子供たちに教えてもらえたり、それからアルファベットが読めるとか、中学段階ですよ。そういった支援ができなくて難しいと思うのですが、その部分は嵐山町で対応できるものだと思うのですね、各学校で。無償でもいいですし、有償ボランティアでもいいですけども、そんな形で学力の補助をしていくということがないと難しいのかなと思っています。特に日本の場合は、物を考えていくという論理力を構成するという指導がされていないために、PISAでとても、だんだん、だんだん点数が低くなって、そして、先ほど教育長さんがおっしゃるように、真ん中の部分がなくなって上位と下位のところが広がってきているという日本の状況にあるわけで、その部分を解決するためには学校教育の中で、今の場合は、嵐山町の場合は学校教育の中でやっていくというのが一番ベターなのだと思うのですけれども、その部分ができないならば、例えば図書館でやってみるとか、ふれあい交流センターでやってみるとか、そういった形の支援をしていって、貧困でないかどうかというのがわからなければ、貧困でない人も一緒にやってい

けるようなシステムをつくっていかざるを得ないと思うのですが、その点についての考え方を、これは教育長さんの話では学校ではできないという、教育委員会としてはできない。これは、教育委員会としては予算措置ができないわけですから当然なことであって、そのことについての考え方を伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 義務教育ではなくなるわけですね。ですから、学校ではできないのだと思うのですね。学校で義務教育は無償とすると国で決めている、その範疇でなくなるわけです。ということは、義務教育の中で嵐山町の場合に、おっしゃるような格差がすごくあって、しかも授業の中についていけない。そして、中学校で当然のごとく中1ショック、もう学校になじんでいけないというような状況になってしまうという報告は教育委員会からも受けておりませんし、そんなような状況にはなっていないというふうに私とっておりますので、特別今、おっしゃるような形のものをすぐ中学校にやらなければいけない状況ではないのではないかなと私のほうで思っております。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 嵐山の場合は、そういうふうな形で出てきていないということなのですが、定時制高校に通学なさっているお子さんの話というか、また教員の話聞いてみますと、やはりかなりのところで学力の支援がされていないので不登校になっていたりというふうな形が嵐山

町の場合も見られるというふうに聞いております。その部分に関して、嵐山でやっていくべきであると私は義務教育の範疇外であるからというふうなことなのですが、東京都はそういうふうな塾を、塾に対しての支援をするというのを出しましたよね。これは杉並区の中学ですけれども、これは学力のための塾というふうな形でやっていますけれども、そういった形のものを公立でもやっています。嵐山で特に必要なのではないかなというふうに思っているのは、やはりもうどうしようもないのだけれども、塾にやっついていかに得ないからといって、親が御飯を食べないでも塾にやるという家庭がやはりあるのですよ。そういった支援をせざるを得ない状況になっているのだけれども、実際には、先ほどの1番のように貧困率とかいうのもわかっていないし、町長も憲法 25 条の問題であるから視点が違うであろうというふうな形になってきていますよね。その部分を解決するためには、何らかの形で学力を援助するというふうな施策が必要であると思います。そのような形でやっついていかないと、日本の子供たちですか、ますます非正規就労になって、そして子供は結婚していかない。それで、収入が少なくなって結婚しない。そして、ますます少子化が進んで子供は不幸な状況になって、日本は不幸な状況をさらに抱えていくという形になってきて、これは緊急的な課題であると思います。憲法 25 条に云々かんぬん、法律が制定されていないから云々かんぬん、義務教育でないから云々かんぬんというのは、今の嵐山町の現状、子供たちが置かれている現状からちょっと違うのではないかな。実際に私も町

長も貧困ではないと思います。貧困の家庭がどのような家庭であるか。それを見るのが、この数字でも見るのが難しいわけですから、そうしたら数字でも見るができないようなことに対しての支援を私は制度としてつくっていくべきだと思うのですね。例えば学習の支援に関してやっていくというのは当然、学校用品の支援に関してやっていくというのは経済的な支援です。でも、そうではない、学力に対しての支援というのをやっていくというのも一つの子供を幸福にする支援だと思いますので、これはそれほど予算のかかるものではないけれども、実際に制度をつくっていくという機運がないといけませんよね。教育委員会がやる仕事とはまた違う、文化スポーツ課になるのですか、生涯学習の部門になって、これは町長部局になりますので、その点についてのお考えをもう一度伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 学力がついていけないというか、足りないといいますが、格差といいますけれども、格差というのは昔からあったわけで、全部同じではないわけなのだけれども、おっしゃるのというのは、要するに授業についていけない。ざっくりばらんに言うと、ついていけない。ですから、そのところで、そのところのそういったついていけない子供たちを義務教育でなくてやったらどうか。実際、今おっしゃるように東京でもやっているのは、そういう流れがあるというか、そういうのをやっているところも聞いていますし、いろいろ

な対応をしているのも時々記事で見ます。

ただ、私が言っているのは、嵐山町の教育現場の中でこんなに差がついてしまって授業ができないのだと。それで、結果的に学級崩壊みたいなことが起きてしまっているのだという報告は聞いていないということなのです。ですから、差があるということはあると思うのですよ。今に始まったことではないわけですから、昔からあるのだから。だけれども、そういう状況の中で、普通にこうやっていって、もう絶対にだめなのだというような状況ではないというふうに私は聞いていませんので、そう思っているのです。

ですから、それともう一つ、学校のほうで対応しているというのは、夏休みの何曜日だかわかりませんが、そういう中で補習授業をやったとか何だとかという報告は前にも聞いたことがあります。ですから、もう優先順位の上のほうでこういうことをやらしてもらわないことには、もう今の状況の中では嵐山町の子供たちに、とても、おっしゃるように高校に行けないというような状況が起きてしまうのだというような報告でもあれば、これ全く、全く違った話で議会の皆様のところへ報告をいろんな形でしなければいけないわけですが、そういう状況にはないというふうに思っていますので。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) ここで余り時間は使いたくないのですけれども、これ以上使いたくないのですけれども、でも言うておきますけれども、底辺校に行く子供たちいますよね。高校の中でも、私は、言いたくはないですけ

れども、底辺校に行く子供たちがいます。その子供たちはどのくらい中退していくか、半分に、7クラスあっても卒業するときには1クラスになっているというふうな話も聞いています。それはそれだけ学力がついていないのだけれども、無理やり学校に、無理やりではなくて学力がついていないけれども、高校に行っている状況ですよね。そういったことのカウントができないような今の日本の調査の現状が、貧困に対しての感覚のルーズなところがあるわけですよね。その部分を言っているのであって、緊急的にこれをやらないと、今でもそうですよね。非正規雇用がふえていて、それでもって若い人が結婚できない。若い人が結婚できないから少子化になってきているという現状がずっと続いてきているわけですよ。そのところをどこかで打破していく一つの方法として、子供たちに学力をつけていくために一つの方法しかないですよ。ですけれども、それは非常に有効な、もう喫緊たる課題であるというふうにいろいろなところで言われて、公的な機関でやらないから私的な部分でやっていっているというのが今の、見ていて余りにひどい状況に日本があるからという形でNPOを立ち上げたりしているわけなのですけれども、嵐山町ではこのところをひとつ学校でやってみてはどうですか。そして、もし町長がそういうふうに把握できないのであるのならば、そうしたら把握できるような方法を何らかの形で考えていかないと、これには対応できないですよ。これに対応できないからこそ、今、少子化になって子供が不幸で、子供が幸福な時代を送っていないから次の子供が出てこないわけです

よね。幸福な子供時代を送っていたら、皆さん何らかの形で子供を育ててみたいと思いますよね。だけれども、そうではないわけですから、それについてまず町長は課題把握をしていただくようお願いしたいと思います。

次にいきます。2番目です。今後の移動支援サービスについてです。試行的に実施された75歳以上の方のタクシー券が好評ですが、南北に長い嵐山町においては、地域的な課題、75歳以下の人への対応、ひとり暮らしの高齢者の増加など、解決しなくてはならない課題がある。

(1)として、町が現在把握している移動の課題は。

(2)として、これちょっと文章が不足している部分がありますので、3行目のところですが、「地域別に」というところなのですが、「地域別課題に対応するため」というのを後で入れてください。(2)として、市街地、北部、南部で事情が異なる。試行的なタクシー券等の配布から課題に対応できる交通弱者への支援を行うために地域別課題の対応のために地域公共交通会議の立ち上げが必要だが、考えを聞く。

(3)埼玉県地域支え合いの仕組みの補助事業の活用も含め、移動支援の制度設計についての考え方を聞くということです。

○長島邦夫議長 それでは、質問事項2の今後の移動支援サービスについて、小項目1から3までの答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 失礼いたしました。大項目2番の(1)番、現在、町が把握

している移動の課題についてということでございます。

これ、前にもちよつと話が出たかもしれませんが、第5期の高齢者の福祉計画、介護保険計画を策定する基礎となるアンケート結果、この中で外出時の移動支援、この問いに対して一般高齢者の84.6%が自家用車、84のうち自分の運転が62.4に対して、バスが5.0%でありました。そして、高齢者施策の中で力を入れてほしい質問の中では、移動手段の確保が15.1%、高齢者の中で、上から8つの中で6番目のお答えでありました。そして、本年7月から開始した高齢者の外出支援のタクシー利用料金助成事業では、当初の予算見込みに対しまして申請率、また使用率とも下回ってしまいました。申請率が32.8%、使用率が33.8%、こういう状況でございます。内容を地域別で見ますと、駅の周辺の申請者、これが利用枚数とも全体の9割を占めておりまして、かつ申請率、利用率とも中心が高くなっているということでございます。これに対しまして、北部、南部は、自動車運転免許の所持率が高いことが推測されるところでありますけれども、それを差し引いても駅周辺と比較してかなり少ない状況になっております。この点については、10月に実施をいたしました電話アンケートの調査結果から見ますと、地域性による世帯構成も異なっておりまして、家族による送迎、これに頼っているのかということも推測がされるところであります。

なお、事業の実施につきましては、利用者、また未利用者、双方から厚意的に受けとめられたと考えておりますけれども、利用者の少ない地域の

利用率を上げる。これが一番の課題かなということでございます。

2番でございますが、1番の質問でも答えさせていただいたとおり、地域によって異常に異なる点があります。これがアンケート調査等でわかりました。地域住民の生活交通の確保にはどう取り組むかというのが町の課題でありましたが、町では今までに検討を重ねた結果、現在の路線バスの活用に加えて、昨年7月から始まった高齢者の外出支援タクシー利用料金助成事業、これを試行しているところであり、この試行結果を踏まえ、今後の検討にしていきたいというふうに考えております。現在のところ地域公共交通会議の立ち上げというのは特別考えておりません。

3番でございます。地域支え合いの仕組みの推進事業、高齢化が非常に急速に進む中で、公助と自助の間を埋める共助を育てていき、地域を元気にする支え合いの仕組みを構築するため、埼玉県が推進をしている事業がこれです。平成23年11月現在、県内の32の町村で実施が決定しており、本町も平成24年度内に立ち上げを検討をしているところでございます。実施体制、またサービス内容等、詳細については、今後地域の特性、それから利用者、ボランティア、運営主体、協力店舗等、それらのニーズに沿った事業となるように検討をしております。具体的な提供サービスにつきましても、今後検討することとなりますが、地域支え合いの仕組みの中におきまして移送サービスを実施する場合は、道路交通法との兼ね合いから、外出時の付き添い、支援を行うための附随的なサービスとの位置づけなど

が課題でもあります。このため現状での移動支援につきましては、現行のバス路線、外出支援タクシー、福祉有償運送といったサービスを中心と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 2番にいきたいのですけれども、地域公共交通会議なのですが、町長のお話ですとタクシー券の利用と、それからイーグルバスの利用の状況を見てからということなのですが、タクシーなのですが、タクシーの運転手さん見ていると、高齢化ですよね。いつまでタクシーが嵐山町にあるかというのは、私は非常に微妙なところであるなというふうに考えております。そのために地域公共交通会議を立ち上げてしまって、2年、3年、そしてタクシーの利用券を見ながらやっていかないと、多分これは今後の形に間に合わないのではないかなというふうに思っています。嵐山の場合は、確かに運転免許を持った方が多いです。ですけれども、そのうちに運転免許を持った方も免許の返上をせざるを得なくなりますし、ひとり暮らしになって病院などに行くときも、タクシーがだんだん、だんだん利用できなくなる状況というのが、都会ではないですから、やがて来ます。というのは、皆さん、自家用車を持っていらっしゃるから、一般の若い家庭というのは自家用車をほとんど使いますから、タクシーを利用される方というのは減ってきているのが嵐山町の現状ではないかなと思います。その場合に、人々

の移動をどのように確保していくか。それを考えるためにも、やっぱり私は地域公共交通会議を立ち上げて、実際にバスの状況、タクシーの状況、そして皆さんの状況というのを考えながらやっていかないと、かなり厳しい状況になってくるかなと思っています。5年、10年の先のことを見るにしても、それに対して少しずつ積み上げて地域の現状を知りながらやっていくという方法が必要だと思いますので、今年度中とまではいかなくても地域公共交通会議を立ち上げるというのを一つの目途にして、一つある程度の目標にさせていただいて、そしてその中でやっていくほうが有効なのではないかと思うのですけれども、再度伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 地域公共交通会議、この会議もちよつと係のほうで調べていただいたのですが、この会議というのは、会議のメンバー、こういうものがその地域全体が入るわけですから、市町村長、あるいはもっと広ければ県知事というようなもの、そしていろんなかかわる会社の代表の人というようなこと、地域の利益者の代表というような方、そういうような構成メンバーが決められています。そして、その構成メンバーの中で何をやるかということも決まっています。料金を決めるとか、いろんな大筋のことを決めていくわけですね。そういう会議ですから、ちよつと嵐山町では今のところ、それは必要というか、ちよつとぴったり合ったものではないのではないかなという感じがして

おりますので、現状では立ち上げる考え方はありませんという答えをさせていただきます。しかし、議員さん言うように、嵐山町の地域性を考えて細かい取り組み、丁寧な対応をすべきで、そのためにこういうような会議が必要なのではないか、委員会が必要なのではないかということではあるとすれば、やっぱりもうちょっと丁寧に注意をしているんなアンケートを調べていたり、それをまた地域に入っているんな形をもっと調べたりする必要というのは当然出てくると思うのです。ですから、そういうことをやらないということではなくて、そういった違った形での町でできる対応を図って行って、さらに親しまれるというか、使いやすい対応を図っていきたいというふうに思っています。

それと、今おっしゃったようにタクシーの利用というものについて、これから変わってくるのではないかとこのことがありますけれども、今度の調査の中でもそうですけれども、免許証を最初から取らない、使わないという世代がだんだん幾つか下がってきたときに、高齢に入ってくるわけですが、その人たちは免許証を持っているのですね。ですから、動ける間というか、ある程度心配なく運転ができる状況であると、そののところまで使うのではないかと。そうすると、おっしゃるようなタクシーの利用率というものが下がってくるのではないかと、違ってくるのではないかとこのことがあります。

それと、もう一つ考えておるのが、人口の減少です。それで、高齢者がそういう形で使わないということになると、どこかのところが使うのだということになってくると、やっぱりそういうようなことも起きてくる。ですから、いろんな形

の利用率とか、いろんなことをやるときの分母が全くどんどん変わってくるといふのがありますので、そういうこともおっしゃる部分では理解できると思います。そういうところも考えていかなければいけないと思っております。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) この会議には、地域公共交通会議には必ず運輸省関係の方が入りますよね。県の方も入ってくるので、そういうふうな、いつ何をつくるというふうな形ではなくて、研究をしていく中で法的な手続も研究していった嵐山町のものを見ていくというふうな形でいくと、嵐山町だけで考えるのではなく、全体的に法制度もどんどん変わってきていますから、今の状況を見ていますと。それを見るためにもつくっておいて、ゆっくりした形で調査をしていくというふうな形で、最終的には公共交通会議でいろんな形を、有償の運輸をやっていくなれば、地域のことをやっていくなれば、最終的にはそこで出さなくてはいけないわけですがけれども、そうではなくて調査をするためにもやっていったら、年に1回、2回でもやっていくことで嵐山町も、これは総務課が担当になるのですか、地域支援課が担当になるかわからないですがけれども、その部分をつくっていくという方向性を持っていただきたいと思っております。

次にいきます。小型水力発電の活用ですがけれども、嵐山町の上水道では、幹線の落差が大きいので、水道管発電の小型水力発電の利用することが可能です。発電量と水道に係る電力量、対費用効果、各戸への配水への

影響を調査し、嵐山町独自の再生可能エネルギーの導入を求めたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、質問事項3の小型水力発電の活用について答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げたいと思います。

今いろいろお話がございましたけれども、いろいろ参考資料等を見ていきますと、水力発電というのは適地があればクリーンエネルギーの中で最も効率がよいというようなこと。そして、高いところにあるタンクなどから水道用水を供給するときに、途中で水車発電機を設置できれば発電ができると。落差さえあれば発電ができるというのが基本的な考え方ということになっております。

ただ、当然、今お話しのように供給する流量等によって効率であるか非効率であるかというふうな問題になっているわけでございまして、仮に第一浄水場、遠山のところに配水のタンクがございますけれども、あそこからおりてくる水道管がございますので、そういうものでちょっと計算をしてみましたら、平均の流量が毎秒0.025トン、そして会社の資料等を見ていきますと、最小の水量の水道管というのが毎秒0.1トン、このくらいないとなかなか難しいのではないかというふうなお話でしたけれども、嵐山の場合には、今申し上げましたように0.025トン、仮にこれで概算の発電量を計算してみます

と、有効落差がかなり、80 メーターというふうに高い落差がございますので、結果的には 20 キロワットぐらいが発電できるだろうということです。ただ、いろいろな施設をつくって、それを改修云々となると、最低でもやっぱり 50 キロワットぐらいないと費用対効果と申しますか、いうもので大変厳しいというふうな結果が出ました。そして、現在第一浄水場が、平均使用量が大体 50 キロワットございまして、そこに発電したものを持っていったときに、先ほども申しあげました 20 キロワットですから、浄水場の電気すら間に合わないというのですか、そんな結果です。そして、当然ですけれども、メンテナンスの費用として年間 100 万ぐらいかかって、メーカーによって発電施設を建設するときには 2,000 万から 7,000 万ぐらいかかるだろうというふうなお話です。したがって、なかなか嵐山で小型の水力発電をとというのは、今のところ難しいのではないかなというふうに思っています。

そして、もう一つは、途中に発電機を設置しますと、一次側はいいのですけれども、当然二次側、次に水道が回っていくわけで、そちらのエネルギーが落ちてしまうということで、そこでまた何らかのエネルギーを加えないと供給ができないのではないかなというような課題もございます。

いずれにしても新しいお考えでございますので、もう一度嵐山にとってこういうものがどうかというのは今後検証して、どこかでまたお話ができる機会があればいいのかなというふうに思っております。今のところ、現在の状況ではなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員)では、これは残念でしたということで、次にいきます。

公共施設のPPSの活用ですけれども、世田谷区と本庄市でこのPPSが入札できたというのですか、そういうふう聞いております。嵐山町の各公共施設で電力利用を東京電力からPPSを活用し、経費節減を求めるということで、これについての考え方を伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、質問事項4の公共施設のPPSの活用についてを、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 質問項目の4につきましてお答えします。

東京電力では、原子力発電所が停止いたしまして火力発電所用の液化天然ガスの燃料費がかさむため、今年の4月から工場やビルなどの大口向けの料金を平均して17%値上げする計画とのことでございます。役場庁舎にも東京電力から2月23日付で、4月1日以降の電気需給契約の一部変更についてのお願いということで、昨年の使用電力量に応じた年間比較として9.7%の値上げ、額にいたしますと154万9,000円の増額になるとの内容の通知がございました。

ご指摘いただきましたように、経費節減のためPPS特定規模電気事業

者でございますけれども、その最大手のエネット社に問い合わせをいたしましたところ、引き合いが殺到していて新規の契約は難しいとのことでありま
す。ほかにもイーレックス社というのがありますが、そこへは見積もりの依頼
をいたしました。時間が大分かかるとのことでありま。仮に契約できる
場合でも、実際に電力を提供できる時期は秋以降ということでございます。
最近では、卸電力取引所の取引価格というのがありまして、これが東日本
大震災前の3倍以上に高騰しているということでございます。PPSが応札で
きない状況が続いているとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 私は、脱原発もありまして、PPSを少しでも利
用するというふうな方向を嵐山町がとっていただければいいと思いますので、
今後も検討していただくようお願いいたします。

次にいきます。5番目ですけれども、男女共同参画計画についてです。
平成24年度から施行される嵐山町男女共同参画計画について、平成22
年12月に閣議決定された第3次男女共同参画計画を嵐山町計画に反映さ
せるための留意点と課題、嵐山町の新たな課題について伺います。

○長島邦夫議長 それでは、質問事項5の男女共同参画計画について答
弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

現在策定中の第2次嵐山町男女共同参画につきましては、男女共同参画基本法第14条第3項の規定に基づきまして、ご質問にあります国の第3次男女共同参画基本計画と、現在策定中の埼玉県男女共同参画基本計画、これ(案)でございますが、を勘案しながら策定作業を進めさせていただいております。この基本となる国の第3次男女共同参画基本計画では、経済、社会情勢の変化等に対応するために、5つの新たな重点分野を新設をしております。中でも地域、防災、環境、その他の分野における男女共同参画の推進は、第5次嵐山町総合振興計画の重点的施策に位置づけている町民と行政の協働による調和のとれた町の諸施策と合致するものでございます。今後の町における男女共同参画の推進につきましても、少子高齢化社会が進展しつつある中、地域の住民活動における男女共同参画の推進は、住民にとって最も身近な課題であるとともに、町としましても、最も重点的に推進すべきものと考えておりまして、地域活動における男女共同参画支援を積極的に推進する旨を計画に位置づけたいと考えております。

また、第1次嵐山町男女共同参画プランに基づきまして、その成果を継承するため、昨年6月に男女共同参画に関するアンケート調査を実施いたしました。住民意識の把握をしたところでございますが、この調査結果によりますと、いまだに社会のさまざまな分野において男女共同参画意識の広まりが不十分であるという結果が出ております。特に家庭における男女

の役割分担につきましては、家事の面における性別による固定的な役割分担意識がまだまだ根強く残っていると。また、男女別の平等観という面におきましても、平等になっていないという男女の認識の隔たりがあるということもこのアンケート結果からわかりました。このような状況の中で、引き続きこれまでの取り組みも推進をし、かつ第2次嵐山町男女共同参画プランに、各種施策に反映したいというふうに考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 渋谷議員に申し上げます。一般質問の持ち時間、あと4分でございます。再質問、どうぞ。

渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) これは男女共同参画計画案が、ちょうど3月1日からパブリックコメントに出されていて、閲覧用も見せていただきました。とてもよくつくられていると思います。その中で、ちょっと細かいところに関しましてはパブリックコメントのほうで出すのですけれども、ひとつ町長のほうにお願いしたいと思うのですが、男女共同参画計画の中でも参画率のアップというのがあります。参画率をアップするというのはなかなか難しい問題なのです。いろいろな方に来てもらわなくては、審議会の委員やなんかに入っただけでいかなくてはいけないのですけれども、そのところで難しい部分があるのですけれども、私は毎年、嵐山町で女性会議というか、女性議会みたいなのを開催して、皆さんが割と、割とというのではなくて参画しやすいよ

うな雰囲気をつくっていくという、意見を出していくというを経験していくということも一つの方法ではないかなと思うので、その点について伺いたいと思うのですね。これは、毎年という形がいいと思うのですね。前一度やったことがあると思うのです、女性会議とか女性議会か何か。そうではなくて、それを毎年毎年恒常的にやっていくという形で、女性がこういうふうな形で意見が出せるというふうな形を経験的に見てつくっていきますと、参画率もアップしやすいのではないかなと思うのですが、その点について伺って、あとほかのことについては全部パブリックコメントのほうでいたします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃることよくわかります。なかなか率を上げるというのが難しいのですね。それで、おっしゃるような形のことも一つの案だと思いますし、やれることはやったらいいと思うのですよ。やったらいいというのは、何か投げやりのような感じですけども。というのは、どういう形にどうなるのかというのをまだ考えたこともありませんのでわかりませんが、案としてパブリックコメントにも出てくるということであれば、やっぱりそういうものを係とすれば当然しっかり検討させていただきますので、すべて計画に沿った形で事業が進められるように、どうしたらそういうものに沿っていけるかということも真剣に考えていきたい。ですから、それもパブリックコメントで出てきたら、しっかり検討させていただきたいと思っています。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員の質問は終わりました。どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩をいたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 3時59分

再 開 午後 4時11分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号4番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の武蔵嵐山駅周辺に居住する高齢者へ早期の体制整備をについてからでございます。どうぞ。

〔4番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○4番(青柳賢治議員) 4番議員、青柳賢治でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に基づきまして一般質問させていただきます。

1番目の質問事項でございますが、武蔵嵐山駅周辺に居住する高齢者に対しまして早期の体制整備をとということでございます。

武蔵嵐山駅を中心に半径 1.5 キロメートル以内に、聞きますと嵐山町の

高齢者の約 85%が居住しているというふうに聞いております。ということは、ここに隣接する各地区の高齢者福祉の推進を充実することが、今も近づいておりますが、急速に進むこの高齢化を乗り越えていくということにつながるのではないかと思います。地区と一体となった体制整備、さらに各地区との連携など、あらゆる方策を考えた取り組みが必要と思いますが、町の政策についてお聞きいたします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、質問項目1につきましてお答えさせていただきます。

高齢化の進行によりまして、本町では約4人に1人が高齢者となっております。議員さんご指摘のとおり、急速に進む高齢化を乗り越えていくには、公助と自助の間を埋める共助を育て、地域を元気にするような支え合いの体制を整えることが重要となっております。

町では、これまで地域と一体となった取り組みといたしまして、めざせ100歳元気！元気！事業やふれあいうきうきサロンを行政区やボランティアの協力をいただき実施し、高齢者が住みなれた地域でいつまでも元気に暮らすことができるよう取り組んでまいりました。

現在策定中の第5期高齢者福祉・介護保険事業計画では、健康で互いに支え合う生き活きとしたまちづくりを基本方針とし、地域支え合いの推進を

重点課題の一つに掲げ、地域住民、団体、事業者、行政が一体となった施策を引き続き展開できるよう検討しております。

今後、平成 23 年度から実施の声かけや見守りを主とした支え愛運動を展開することによりまして、地域における支え合いの機運を高めつつ、支え合いマップ作成により地域のつながりを強め、埼玉県が推進しております地域支え合いの仕組みづくりによりまして、元気な高齢者が援助の必要な高齢者を支えるなど、地域が主体となって超高齢社会を乗り越えていけるまちづくりに努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) まず、先日、小学3年生と4年生の社会科の副読本をいただきました。これに、一番表紙のここの部分、やはりこの地図を見ますと、この嵐山町の駅の周辺に非常に住宅、それからお年寄りが住んでいらっしゃるというのは、ここに、副読本の中にも入っております。そして、私、今、きょうここでいただきましたけれども、今策定中の第5次の高齢者福祉、それから介護保険事業計画というのがございますが、その中でも特にやはり一次予防事業という中で申し上げておきたいのは、今ふれあい交流センターがかなりの中心になってボランティアが集ってきているというふう聞いております。そして、そのようなものを生かして、私、申し上げたいところは、まず、やはり駅周辺のむさし台側には図書館もございます。さらに、川島のほ

うには川島地区集会所がございます。そして、このような機能をふれあいセンターを中心としながら、やはり幅広く、そこそこの地域に高齢者の方いらっしゃるわけなのです。そうすると、ふれあいセンターまでなら行けないけれども、図書館なら行けるというような方もいらっしゃると思います。川島の人に言わせると、地域の集会所までは行けるけれども、ちょっとふれあいセンターまではちょっと歩けないかなというようなことも聞きます。そういう意味で、どうなのでしょう。ひとつの、これから都市化されていく高齢化に対しては、非常に1つのネットワークといいますか、連携のようなものが駅を中心にするのならば、そういうようなものを1つのネットワークづくりにして、その地域地域にそういったような一次予防事業のようなものを、各集会所でやられていると思いますが、特に集中してやっていくというようなことについてはいかがお考えでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

ただいま議員さんのほうから、ふれあい交流センターを1つの核といたしまして、一次予防事業等をというようなお話でございます。

現状を申し上げますと、介護予防事業につきましては、現在、生き生きふれあいプラザなごみ、あるいは北部交流センター、こういったところを拠点といたしまして、あとやすらぎもあるわけでございますが、こういったところを

拠点として実施をしているところでございます。今後こういった形で介護予防を進めていくかということでございますが、私どもが考えておりますのは、やはり現有の施設を有効に活用していくということを前提として考えれば、市街地においてはなごみをいかに、事業等をそこで行い、ご利用いただくか。なごみについても、やっぱり中心市街地にございます。交通の便もよいというふうに思っております。そういったところを拠点に今後事業を展開してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 確かなになごみの実績値なんかを見ていると、なかなか数字が上がってこない。そういう中で、平成24年度あたりは目標値ですけれども、1,800人ぐらいという数値を出しております。そういう中で、今までと同じような事業内容であれば、なかなか介護の増進というか、一次予防事業というもの進んでいかない。そして、何と申しまして、やはり今65歳といいつつも元気な方いっぱいいらっしゃるわけです。そういう方が、やはりそこに入ってもらう。そして、私、前も質問していますけれども、また数十人の方がボランティアだとかいう方いらっしゃる。やはりこれから大事な視点というのは、これまでの異なる視点で考察をしていくということなのです。そして、その課題解決のためには数多くの糸口というものを探していくという中で、私、やはり嵐山町というのは利便性もいいし、そして、きょう午前中に

出ました、国立女性教育会館もある。そういったいろいろなものが、やはり財産でございます。そういう中で、やはり私、駅周辺に住んでいる人だけを差別するわけではないのですけれども、まずそこにいらっしゃる、高齢化率、これから進んでいくわけですけれども、そこに元気なお年寄りがたくさんいてくれることがまず、まず嵐山町のいわゆる高齢化をひとつストップさせていくのだということに私は考えるのですが、その辺を、あくまでもやはりなごみと
いうか、それからやすらぎ、これを中心にした一次予防介護ということで進んでいくということでございますか。

○長島邦夫議長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今、議員さんご指摘のとおり、ますます今後高齢化が進んでまいります。そういった中におきましても、いかに高齢になっても元気でいられるかというところは、これはもう大変重要な課題だというふうに思っております。先ほど答弁の中でもちょっと申し上げましたが、埼玉県が推進をしております地域支え合いづくり事業と、この事業につきましても、元気な高齢者が援助を必要とする高齢者に手助けをして差し上げるというような事業でございます。今後そういった元気な高齢者が活躍ができるような場面というのでしょうか、そういったものもつくっていくというようなことも考えております。それと同時に、一次予防事業、二次予防を含めてなのですけれども、こういったものも継続をして実施していくと。

あと、新たな視点でというようなお話でございますが、平成 24 年度から若干 23 年の事業のやり方を見直しまして、今後、当初予算のご審議もいただくわけでございますが、そういった中で、これまで町が自前でやっていた事業の一部を民間の業者のほうに委託をして実施をしたいというふうに考えております。そういった新たな取り組みも実施をしていくと。これまでどおりに同じようにやっていけばいいというふうに必ずしも思っておりません。やはり直すべきところは改めていくというようなことで取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) ぜひそのようにお願いしたいところでございますが、今回、町長の施政方針も出まして、やはり今後の高齢者施策のキーワードは生きがいのある生活、そして地域における生活支援、そして地域の支えがあると、ここにうたってあります。まさにそのとおりだと思うのですよ。そして、今の 24 年のほうから入っていく、元気なお年寄りが元気をちょっと必要とするところに手を差し伸べていくということで、そういったマップづくりを進めていくということは非常に意義のある仕事であり、町民にとっても喜ばれると思いますので、ぜひとも正確に早く進めていただきたいというふうに思っております。

そして、ちょっと先に進んでいきますけれども、生きがいづくりという、介

護保険の中にもあります。その中で、いろいろな団体に対しての活動に支援をするというふうに出ております。老人クラブに対しても支援をするということがあります。これについて、私も今回老人クラブの、うちの地域の方でございましたけれども、いろいろ話を聞いてみましたところ、やはり入ってこない原因は何なのだろうねというところ、どうもやはりなかなか世代間のものもあるらしく、中には65歳になったら入りたいという方もいらっしゃるというふうに聞いております。そして、ぜひ私、今元気なお年寄りが、やはり力が必要な、支援が必要な人に手を差し伸べていくという意味でも、この老人クラブというようなものの位置づけというのですか、大切になってくるのではないかなと。どんどん、どんどん縮小ぎみでございます。どんどん、どんどん人が減っています、団体数が減っていますということではなくて、それだけのせっかくの今ある現有の勢力があるわけですよ。それやはりその中に少し、生きがいづくりを推進していくというような中に、我々も老人クラブの皆さんと大体4月、ゲートボールとかグラウンドゴルフとかぐらいしかお会いしていないのです。もう少しこの町民の皆さんとの接点を持てるようなことを何か役場のほうでもご指導されたりとか、お考えございますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

生きがいづくりということに視点を置いた老人クラブの育成というようなお

話でございます。老人クラブといいますと、ただいま議員さんのほうでお話をいただいたように、イメージとしてはゲートボールをやる、グラウンドゴルフをやる、カラオケをやる、こういった団体というふうにあるわけでございますが、ただ現状を見てもみますと、例えば地域の防犯活動、こういったことにはかなり老人クラブの皆さん、協力をいただいているかと思えます。そういったパトロールだけではなくて、地域の中で、地域に貢献をできるような活動を今後行っていくというものも、これもひとつ、多くの方が町民の方から認めていただけるような存在になってくるかと思えますので、今後そういった既定の活動に限らず、さまざまな活動に取り組んでいただけるように社会福祉協議会のほうと連携を図りながら進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) さっき、図書館、それからふれあいセンターとか、なごみというの、これあります。そういう中の事業の中にも、やはり今回、広報ですか、いただいたところに、私すばらしいなと思ったのは、オールラウンド方式による町民大学講座を開放しますということで載っています。そして、これ、私、小学生ぐらいが対象かなと思ったら、1年生から高齢者までと載っているのですよ。まさにこれが、これから、いわゆるお年寄りにももう一回、生意気だつて言われるかもしれませんが、ちょっと勉強し直してもらいなり、やはり自分が施しができるというような、これから皆さんが本当に支え

合っていないと、なかなか大変な、若い人たちにツケが回ってきます。それを極力少なくするためにも、そういう互いに支え合い、学び合うということは大事だと思うのですが、こういうようなオールボランティアによる、これからさらに嵐山町のボランティアセンターの活動支援というのもありますけれども、それも含めて方向的にはどのように今とらえていらっしゃるか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。準備ができましたら手を挙げてください。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 すみませんです。ボランティアセンターのほうなのですけれども、24年4月オープンに向けて、現在準備のほうを進めているところでございます。そういったあらゆるボランティア関係のほうを統括するような業務を考えていますので、そういった面も検討してまいりたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) ちょっと所管がふれあいセンターのほうだったので、すみませんけれども、いずれにしても高齢者介護ということに対しては、ボランティアで元気なお年寄りが自分の先輩たちを支えていくようなこと、もう非常に大切なことになってくると思います。そういう意味で、ぜひともボランティアセンターにもこれからいろいろな人が参りますが、コーディネーターさんもいらっしゃるのですけれども、その調整能力というのですか、どのボランテ

ィアが、どの人たちが支援を必要としているかというようなことが非常に大変だと思えます。その中で、やはり、もし地域地域にもそれなりに勉強された方がいらっしやって、できる限りそれを、コーディネーターさんを支えていくような支援体制みたいなものも、ぜひ町が元気でいくために必要ではないかというふうに思うのですが、それについては、もし町長、お答えいただけますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ボランティアの重要性、おっしゃるとおりだと思うのです。それで、ボランティアの一番難しい、そして大切なことというのがコーディネーターなのですね。それで、地域によっては、こういうことをやっていただきたいというご高齢の方、そしてこれぐらいできるよ、やってやるよという高齢者の方、いらっしやるのですが、なかなかそのこのところの需要と供給を結びつけるコーディネーターの役が難しく、なかなかできない。これを、ぜひ今、議員さんおっしゃるように、大勢の人がそういうコーディネーター的なことをやれるような講座、これを交流センターでも考えております。何月だったですか、今後、これから計画をして、広報されたかな、広報になったかと思うのですけれども、ご存じか、NHKのテレビでご近所の何ていいました、力持ちなんていう、そのディレクターさん、中心になって計画をされた方に来ていただいて、そしてボランティアとは、そしてどういうことが難しく、どういうことを

やればいいのか、どういうことがやりたいから、こういうふうにならしたいのかとかいうことをみんなで勉強し合おうという講座を予定しております。そして、それらを受けて、今おっしゃるようにボランティアをやってやるよ、やれるよという人と、こういうことをお願いをしたいという人のコーディネーター役をそれぞれが理解をし合えるように、頼む人も頼まれる人も理解をしてもらうというような講座も考えています。

それと、もう一つ、嵐山町の話が出ましたけれども、嵐山町の今、駅を中心として、それで川島地区、むさし台という話ありましたけれども、平均年齢が、前にも話したかもしれませんが、むさし台なんか若くて41歳ちょぼちょぼ、41、42～43歳ぐらいなのですね。川島も若いですね。一番高齢、ご高齢なところって、平均年齢高いところが越畑地区だと、55を超えるぐらいな形なのですね。そうすると、地域によってこんなに10歳以上違ってきますよ。ですから、めざせ100歳という事業、川島でもこの前やらせていただいたのですが、この前やったときには大勢集まっていたいたいのですね。それで、今回というか、新しくやったほうのところは、区長さん頑張ってくれていろいろ回ってくれたのですけれども、なかなか集まりが悪かった。考えてみたら、そこの区は前の区より平均年齢が若いのですね。ですから、外に出ている、まだ仕事をしている、あるいはシルバー人材センターに行っている、あるいはおけいごとに行っているというようなことで集まりにくい状況があった。それで、前回と今回と違った。何が原因かなと思ったのですが、そうい

った人口、同じ川島の中でも違うのですね。そういうようなことをこれからいろんな町の事業の中では考えていかなければいけないと思うし、全体的に今、議員さんおっしゃるように、中心部がどう、そしてこの地域はどうか、そのところの助け合いをどうやっていくということには、そういった年齢構成、地域によって考えていく必要があるというふうに考えております。基本的には、議員さんおっしゃるような方向で進めていければいいというふうに思っています。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) ぜひとも、やはり嵐山町の場合はよそよりも高い高齢化率でございますので、町が一丸となって乗り越え、そしてこんな町だったら住んでみたいというやはり町にさせていただきたいと思えますし、私たちも頑張っていきたいと思えます。

次に、では移らせていただきます。2番目でございますけれども、支え愛ということで、高齢者等支え合い事業について、支え合いの事業が各地区でどのように展開されているのでしょうか。成果などについてお聞きいたします。

また、お年寄りや障害をお持ちの方のマップなどの作成の進捗についてもお聞きいたします。

きょうも元気だよというようなカードがお年寄りのうちの前に出ていると安否がわかります。そのようなプレートなども、非常に近所にお年寄りを抱えて

いる、見守りをする一人としましては、効果があるものと思いますが、見解をお聞きいたします。

○長島邦夫議長 それでは、質問項目2の支え愛（高齢者等支え合い事業）について答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 質問項目2につきましてお答えをさせていただきます。

近年、人口減少と少子高齢化によりまして、地域や家庭のあり方が変容しつつあり、高齢者の孤立や孤独死が問題となっております。そこで、町では平成22年度から、お年寄りや障害をお持ちの方が住みなれた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、地域の皆さんで見守り、支えていくネットワークづくりに取り組み始めました。

本年度は、回覧や広報で支え愛運動への協力をお願いし、各区の状況に応じて取り組んでいただいております。4月より1月までに通報をいただいて安否確認等を実施した方は8名で、いずれも早期に発見し、対応することができました。引き続きご協力いただき、地域における支え愛の機運を高めたいくことができるよう努めてまいります。

さらに、本年度より、日常の見守りや災害時の迅速な支援に活用できる支え合いマップの作成に取り組んでおります。現在、防災カードと社会調査票等のデータをもとに、要援護者台帳を作成しているところでございます。

今後の予定といたしましては、町で把握をしております介護・障害等の情報を追加するとともに、現状におきます支援者など、地域ならではの情報を取り組めるよう、地域と町との協働により支え合いマップの完成を目指します。こうした取り組みを行うことによりまして、地域のつながりをさらに強め、また防災訓練等地区の活動でも活用することにより、災害時の迅速な対応と安心につながることを期待できます。町では、こうした声かけやご近所づき合い、支援など、実際に人と人とが触れ合うことにより、さらに地域のつながりを強め、だれもが住みなれた地域で安心して暮らしていけるまちづくりを進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) いわゆるマップの完成ということでございますが、これは、かなり地域地域によっても区長さんの取り組みだとか、それから姿勢によってもあるでしょう。それで、あるところに聞くと、例えば町のほうも、確かに支え合い運動に協力お願いしますというような広報紙だったですけども、家庭に1枚ずつ入ったかな、回覧だったか、回ったような気がしますのですけれども、ある程度そのままのようなのだと。これはある地区なのですけれども、同じようなことですけれども、もう一回、各戸配布したようなものもあります。そして、ぜひそういう機運を高めていこうということから、やはり早急に取り組みが必要なのではないかというような思いもあって、地域の区

長さんが中心になって、防災会長さんもいらっしゃるでしょうけれども、いると思いますが、その辺の取り組みでまだ全く進みぐあいとか、その辺のところは把握は全くできていませんか。ちょっとどうでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

ただいま議員さんのほうでお話をいただいたお話を私のほうでも伺わさせていただきますいております。その地区では、独自のチラシを作成をし、各戸に配布するとともに、地区の掲示板でしょうか、掲示板のほうにチラシを掲示をしていただくというようなお話も伺っております。大変ありがたいというふうに思っております。今後、そういった取り組みを参考に、この運動を広めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 私、今回、高齢者対策から支え愛について思っていましたら、非常に町長が、施政方針の最後のところにも、悲観だけしている場合ではないのだと。そして、そのとおりだと思ったのは、やはりすばらしいと思ったのは、ゼロ歳から100歳の人が町で出会うことができる可能性なんているのはすごいなというふうに私、今回思ったのですよ。そういう意味で、それも支え愛っていうものがあることとございますけれども、ある程度

地区の取り組み、それを要するに優先をしていくということで確認させていただきたいのですけれども、そういうふうにとらえてよろしいですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

基本的には、こういった機運を高めるということでございますので、基本ラインは町からお願いをした事項でございますが、それ以外、各区で独自の取り組みについては、これはもうどんどんやっていただくというような形で考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) では、その支え愛のほうにつきましては、その地域の特性を生かして、十分な、そういった意識のものができるように進めていただけたらと思っております。

3番目に移ります。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○4番(青柳賢治議員) 埼玉県の水源地の保全条例案の規制対象地に嵐山町の名前が挙がっておりまして、水源地周辺の土地が外国資本に買収されるというケースが全国で相次いでおりまして、埼玉県では土地取引の事前届け出制を柱とする水源地保全条例案を県議会に提出予定というのが2

月に入って報道がされておりました。そこで、嵐山町も規制対象地に指定されることが検討されているようだということで載っております、この点について町の対応についてお聞きしたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、質問事項3、埼玉県水源地保全条例案の規制対象地に指定されることについて答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。質問3についてお答えいたします。

ご案内のとおり北海道あるいは山形県等を初めといたしまして、全国的に外国資本による水源地周辺の土地が買収をされてきております。

埼玉県が2月定例会に提出をいたしました水源地周辺の土地取引の事前届け出制を柱とする水源地保全条例案は、取引を事前に届け出制にすることによりまして、取引業者あるいは土地の利用目的、面積などをあらかじめ把握できるようにすることで現地調査、関係者への事情聴取もできるようにするほか、届け出がなかったり内容に虚偽があったりした場合は、県が適正な土地利用をするように助言、勧告を行うことができるものがございます。規制を予定している対象地域は、秩父市など18市町村でありまして、森林の面積が11万5,484ヘクタールで、県土の3分の1になる見込みであります。その中に嵐山町も一部含まれております。

なお、嵐山町の環境保全条例では、第41条で水質及び水源等の保全

につきましては、第 45 条で水道水源等保全のための協議ということで、ゴルフ場の新設及び増改築、廃棄物の中間処理場及び最終処分場の設置等々を行う者は、町長に協議をし、同意を得なければならないと規定をしておりますので、この県の条例の内容につきましても、引き続き注視をしてみたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 前々から、これはテレビの報道などもありまして、どういふことになっているのかなというふうに心配はしていました。ただ、今回、埼玉県が恐らく条例で出してきたのは全国でも初めてだと聞いております。そして、非常に心配なところは、一般に言われているのは森林の木材が非常に中国あたりに販売ができるとか、さらに排出の規制、権利が出るというふうなふうに聞いております。そして、森林ですと自治体に対しての事業報告、事後報告ですか、ということで進められると。そして、一つの考え方の中には投資ということがあって、ラウンドバンクと言うらしいのですけれども、お金が木になって成長して、そしてそれが森林ファンドというような形がつくられているというふうに聞いております。当然嵐山町は緑と清流の町でございまして、さらには「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」という第5次の総合振興計画の将来像ができております。そんな中で、ついでこの間、全員協議会でも説明がありましたけれども、コリンズの土地が競売

になるというようなことを聞きましたが、そのようなところ、今後の方向になるのでしょうかけれども、私たちとしてみればできる限り保有地化ができることが望ましいのではないかというふうに私は思いますが、その1点だけ、町長お答えいただけます。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先日、議運での説明をさせていただきました。町でこれからの対応を考えていきたいということで説明をさせていただきましたが、今回の場合には、最初、第1回目のそういう状況になるという、あれになるということで連絡を受けました。ということでございまして、そういうことでございませうという報告をさせていただきました。

それから、あそこのところを、ですから民間の方が購入をして何かに使うというのには、図面を見ていただいたと思いますが、あれだけああいうような状況ですと、すぐすぐ活用してというのは難しいのではないかと。そうすると、どうなるかわかりませんが、今後においては嵐山町でもどういうふうなことを考えたらいいかということ、議員の先生方とも相談をしたり、いろいろお知恵をお伺いをする中で、町の方向も決めていきたいというふうに考えております。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 私たちも地図見せられましたけれども、非常にあ

れだけの状態ですとなかなか入ってくるべき人もいないのかなと思いますが、何とか嵐山町の森林でございますので、しっかりと守っていけたらというふうに思っております。

以上でございます。終わります。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○長島邦夫議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

(午後 4時50分)